

# インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会

---

## 中間取りまとめ

～携帯電話フィルタリングサービスの実効性ある普及を目指して～

平成20年4月



# 目次

|   |    |
|---|----|
| 1. はじめに.....                                  | 3  |
| (1) インターネット上の違法・有害情報.....                     | 3  |
| (2) 中間取りまとめの検討範囲.....                         | 4  |
| 2. 携帯電話フィルタリング導入促進とその状況.....                  | 6  |
| (1) 大臣要請の背景.....                              | 6  |
| (2) 大臣要請の目的と内容.....                           | 8  |
| (3) 各事業者の対応.....                              | 10 |
| 3. 携帯電話のフィルタリングサービスの現状と課題.....                | 12 |
| (1) フィルタリングサービスの現状.....                       | 12 |
| (2) 携帯電話のフィルタリングサービスの課題.....                  | 15 |
| 1) フィルタリングの実効性に関する課題.....                     | 15 |
| 2) フィルタリングの透明性確保に関する課題.....                   | 16 |
| 3) 利用者周知・啓発.....                              | 17 |
| (3) 現状モデル（利用者、コンテンツ事業者等、携帯電話事業者の関係）.....      | 17 |
| 4. 携帯電話のフィルタリングサービスの今後の在り方（短・中期的な対応）.....     | 19 |
| (1) 現状モデルの改善の方向性（「画一性・非選択性」から「多様性・選択性」へ）..... | 19 |
| 1) サービスの多様性・選択性の確保.....                       | 20 |
| 2) サービスの利用簡便性.....                            | 22 |
| (2) 第三者機関に期待される役割.....                        | 23 |
| 1) 第三者機関の必要性.....                             | 23 |
| 2) 第三者機関の目的.....                              | 24 |
| 3) 第三者機関の機能.....                              | 25 |
| 4) 透明性・公正性の確保.....                            | 25 |
| 5) 実効性の確保.....                                | 26 |
| 6) 継続性・安定性の確保.....                            | 26 |
| 7) 責任分界の明確化.....                              | 27 |
| (3) 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの在り方.....          | 27 |
| 1) ホワイトリスト方式及びブラックリスト方式の評価.....               | 28 |
| 2) 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの在り方.....           | 30 |
| (4) 各プレーヤーの役割分担の推進.....                       | 33 |
| 1) 役割分担の必要性.....                              | 33 |

|                                       |           |
|---------------------------------------|-----------|
| 2) 利用者に求められること .....                  | 34        |
| 3) コンテンツ事業者等に求められること .....            | 35        |
| 4) 「第三者機関」に求められること .....              | 36        |
| 5) フィルタリングリスト提供会社に求められること .....       | 37        |
| 6) 携帯電話事業者に求められること .....              | 37        |
| 7) 政府に求められること .....                   | 38        |
| <b>5. 有害情報対策の深化に向けて（長期的な対応） .....</b> | <b>40</b> |
| (1) ICT メディアリテラシーの向上に資する教育・啓発活動 ..... | 40        |
| 1) 保護者、学校、地域への期待 .....                | 40        |
| 2) 政府の取組の推進 .....                     | 40        |
| 3) 民間の取組への期待 .....                    | 42        |
| (2) 違法・有害情報対策を講じる上で対応すべき技術的課題 .....   | 43        |
| (3) 利用者の手がかりとしてのレーティング .....          | 44        |
| <b>6. おわりに（最終取りまとめに向けて） .....</b>     | <b>46</b> |
| <b>参考：携帯電話フィルタリング導入促進の工程表 .....</b>   | <b>47</b> |

# 1. はじめに

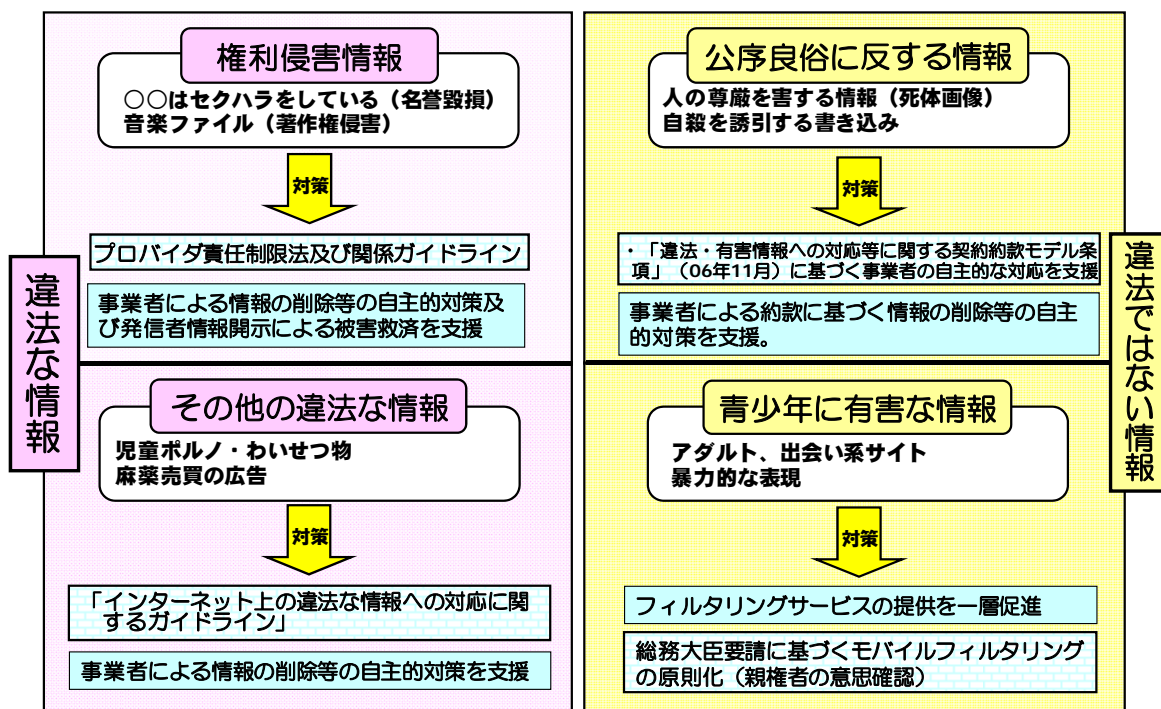
## (1) インターネット上の違法・有害情報

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」は、インターネット上の違法・有害情報への対応について、通信事業者、コンテンツ事業者、そして政府などの関係機関において取り得る措置を検討することとして、平成19年11月から平成20年4月まで、6回にわたり検討を重ねてきた。

総務省では、先に「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」（平成17年8月～18年8月）を開催し、下図にあるように、違法・有害情報を4つに分類し、それぞれの対応を検討し、施策を実施してきた。インターネット上の違法・有害情報を「違法な情報」と「違法ではない情報」に大きく2つに分け、それぞれについて更に2つに分けている。

まず、「違法な情報」については、「権利侵害情報」と「その他の違法な情報」に分けている。「違法ではない情報」の中に、いわゆる「有害な情報」が存在するが、これについては、人を自殺に誘引する情報のような「公序良俗に反する情報」と、アダルト情報のような「青少年に有害な情報」の2つに分けている。

### インターネット上の違法・有害情報に関する総務省の取組み



本検討会は、広くインターネット上の違法・有害情報への対策を検討することを目的として

いるが、本検討会では、これまで、この4つの分類の一つである「青少年に有害な情報」への対策として、特に、携帯電話フィルタリングを中心として議論を行ってきたところである。

## (2) 中間取りまとめの検討範囲

インターネットは、国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤として利用されるなど、国民生活に必要不可欠な存在となっている<sup>1</sup>。こうした中で、6割弱の小学生もPCを使ってインターネットを利用するなど、青少年におけるインターネット利用も普及しつつある<sup>2</sup>。

インターネットは、個人や企業を問わず、自由な情報発信ができるツールであるが、その反面、わいせつな画像や、残虐な画像などの青少年にとっては不適切と考えられる情報も流通している。このため、青少年の健全育成の観点からは、こうした情報への対応を講じないままに、青少年にインターネットを利用させることは、必ずしも望ましくない。また、出会い系サイトなども、18歳未満の利用が禁じられているにもかかわらず、容易にアクセスでき、犯罪に巻き込まれる事件が後をたたず、実際のところ毎年1,000人を越える18歳未満の青少年が事件に巻き込まれている状況にある。

このような青少年の健全な育成に影響を与えかねない有害情報については、その情報へのアクセスをコントロールできる技術的な手段としてフィルタリングが存在している。平成19年1月の調査では、成人のフィルタリングの認知率は6割程度であり、実際の利用率は約17%となっている。しかしながら、90%以上が15歳未満の利用についてフィルタリングの必要性を認めている<sup>3</sup>。このため、フィルタリングの導入促進について、どのような方策が必要かを検討することが社会的にも重要となっている。

また、現在のインターネットでは、電子掲示板やSNSなど、利用者が書込みなどを行い、他の利用者とコミュニケーションが可能なコミュニケーションサイトの利用が盛んになっている。あるSNS機能をもつゲームサイトでも、約1,000万人の会員数に対し、約3割が18歳未満であるなど、青少年においても、その利用が普及していることが伺える。

また、こうしたコミュニケーションサイトは、青少年に対して双方向の交流手段を提供するものであり、そこでの表現活動等の体験を通じて、青少年の健全な育成にも寄与する。例えば、手軽に他の利用者のコメントを参考にしながら、小説等の投稿を行うことができ、それが出版、映画化された例もあるなど、新たな文化創造を担うに至っているとの積極的評価も行われてい

---

<sup>1</sup> 我が国におけるインターネット利用人口は増加を続けており、平成18年末におけるインターネット利用人口は、約8,754万人、人口普及率は68.5%となっている。(平成19年版情報通信白書151頁)

<sup>2</sup> 内閣府「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」(平成19年3月実施)

<sup>3</sup> 総務省「平成18年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート」(平成19年1月実施)

る。

しかしながら、他人とのコミュニケーションが行えるが故のリスクも生じており、未成年者が、SNS 機能を有するサイトを通じて知り合い、殺人事件等に巻き込まれる事件なども発生している。コミュニケーションサイトは、コミュニケーションのための有用な手段であるが、残念ながらそれを犯罪のための手段として活用する者も現れている。

こうしたリスクから青少年を守るためには、まずは青少年自身がコミュニケーションサイトの安全な利用方法を身に付けることが最良の対策であることは言うまでもない。しかしながら、インターネットの利用があらゆる年齢層に広がっている現在<sup>4</sup>においては、そのような利用方法を身に付けるまでの間は、一定のコミュニケーションサイトについての利用を制限する手段としてフィルタリングを利用することも一つの方策として検討することが必要である。

こうした中、昨年 12 月には、出会い系サイトにおける 18 歳未満の青少年の被害が依然として多発していることを踏まえ、総務大臣から、携帯電話・PHS 事業者等に対して、フィルタリングサービスの導入促進への取組を強化するよう要請が行われ、本検討会でも、それを受け、携帯電話等のフィルタリングサービスについて重点的に検討を行ってきた。こうした検討を通じ、現在の携帯電話のフィルタリングサービスについては、情報へのアクセス制限が広範であるなどの課題が示されてきている。

このため、本中間取りまとめにおいては、本検討会のインターネット上の違法・有害情報への対応という全体の課題のうち、主に青少年を有害情報から保護する観点から、青少年が使用する携帯電話等におけるフィルタリングサービスの導入促進を図るとともに、現在のフィルタリングサービスの課題を抽出し、それを改善し、より望ましいものとしていくための方策を提言することとした。

---

<sup>4</sup> 携帯電話等でインターネットを利用している者の割合は、小学生で約 27%、中学生で約 56%、高校生で 95.5%となっている（平成 19 年 3 月内閣府調査）。

## 2. 携帯電話フィルタリング導入促進とその状況

### (1) 大臣要請の背景

携帯電話等におけるフィルタリングについては、これまで事業者等と連携しながら導入促進が図られてきている。まず、平成18年11月、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、契約時にフィルタリングサービスの利用に関する親権者の意思を確実に確認することなど、普及促進に向けた取組を強化するよう要請が行われた。これを受けて、各事業者においては、契約時に使用される親権者同意書及び新規契約申込書のフィルタリングサービス利用の意思確認欄に「利用しない」との選択肢を創設し、確認欄に何も記載がない場合は契約を受け付けない運用とするなどの対策がとられている。

### 携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けて

平成18年11月20日、総務大臣から携帯電話事業者3社及び業界団体（※）に対し、未成年者が使用する携帯電話におけるフィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的取組を強化するよう、以下の内容について要請。

※NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル及び（社）電気通信事業者協会

#### 1. フィルタリング推奨の強化

- (1) 未成年者が契約者である場合には、親権者の意思を確実に確認する。  
(利用しない場合のチェック欄を創設等)
- (2) 既存ユーザーへの利用の働きかけを行う。  
(メール、請求書同封物等による周知等)
- (3) 代理店等への指導を強化する。(代理店等への通知、マニュアルの配布等)



#### 2. フィルタリングの周知・啓発の一層の促進

(HPや総合カタログ等の記載方法の見直しや統一ロゴマークの積極的な活用等)

#### 3. ユーザーニーズに応じたフィルタリングサービスの提供

(ユーザーアンケートを実施し結果に基づきサービス改善を検討等)

#### 4. フィルタリング普及に関する定期的な評価の実施

(認知率や社会貢献事業への取組状況等に基づき評価等)

同日、総務省からの要請を受け、携帯電話事業者3社及び業界団体は、フィルタリングサービスの更なる普及促進に向けた取組を実施することを表明。

また、保護者や利用者への周知啓発が重要であることから、平成19年2月、総務省、文部科学省及び警察庁は、携帯電話フィルタリングについて、学校関係者や保護者をはじめとする住民に向け周知活動に取り組むよう都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察などに対して協力して要請を行った。これを受けて、各都道府県等においては、事業者等と共同でフィルタリングサービス普及に関するイベントを行うなど積極的に取組を行っているところである<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 平成19年度末にも、後述する19年12月の大臣要請を踏まえ、同様の周知啓発を文書で行った。



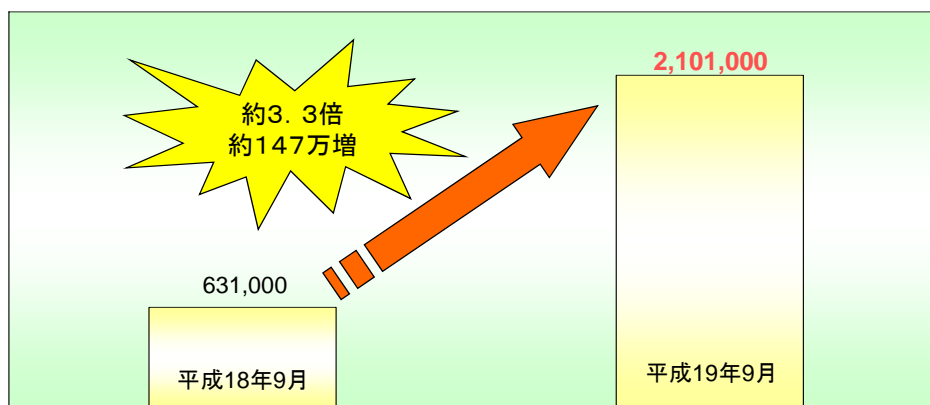
この他、フィルタリングに関係する4業界<sup>6</sup>は、総務省及び経済産業省と連携し、「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」を策定し、青少年のインターネット利用における安心・安全な環境を実現するための活動を行ってきた。

さらに、IT戦略本部で決定されたIT新改革戦略政策パッケージに基づき、IT安心会議が平成19年10月に取りまとめた「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」の中に「携帯電話等におけるフィルタリング導入促進等の支援」が盛り込まれており、インターネット上の違法・有害情報に起因する青少年の被害児童等を減らすために、フィルタリングの導入促進に向け、政府一体となって取り組んでいくこととされている。

このような様々な取組により、平成19年9月末時点のフィルタリングサービスの利用者数は約210万人、1年前と比較すると約3.3倍（147万人増）となっており<sup>7</sup>、一定の成果が上がる一方で、青少年が出会い系サイトなどに携帯電話を通じてアクセスし、事件に巻き込まれるケースが依然として多発<sup>8</sup>している。このため、あらためて実効性のある対策を早急に行うこととし、平成19年12月、総務大臣から携帯電話・PHS事業者等に対し、フィルタリングサービスの更なる導入促進の取組を要請したものである。

### 携帯電話フィルタリングサービスの利用状況 (平成19年10月31日 社団法人電気通信事業者協会報道発表)

・携帯電話におけるフィルタリングサービスの利用者数は**約210万人**（平成19年9月末時点）。  
・1年前と比較すると、**約3.3倍（約147万増）**。  
参考：青少年（小・中・高校生）のインターネットに接続できる携帯電話利用人口推計値 **約750万人**



<sup>6</sup> 4業界とは、携帯電話事業者、ISP、PCメーカー、フィルタリング関係会社を指す。

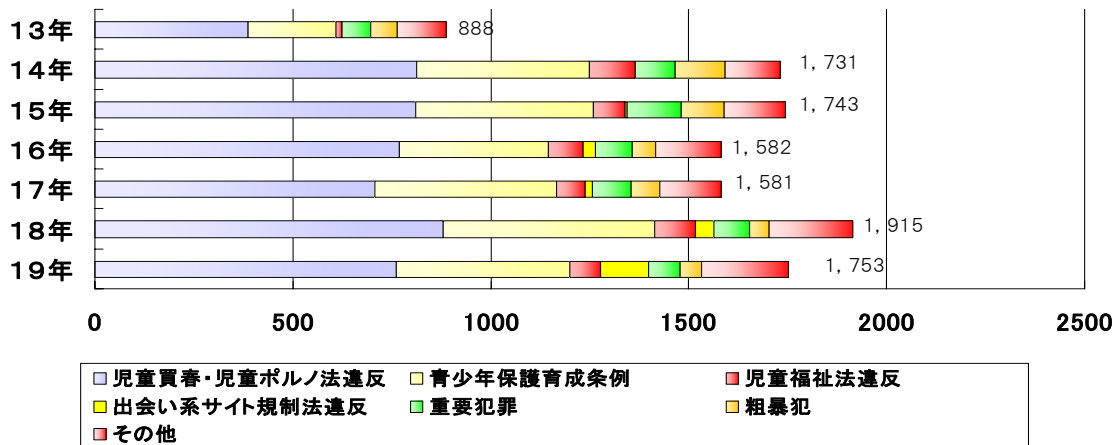
<sup>7</sup> 平成19年10月31日社団法人電気通信事業者協会発表。なお、総務大臣要請後の平成20年3月末時点では、約340万人と、半年で更に1.6倍となった。（平成20年4月23日社団法人電気通信事業者協会発表）

<sup>8</sup> 平成19年の出会い系サイトに関連した事件の検挙件数は1,753件。被害者数1,297件のうち、18歳未満の児童は1,100人（約85%）。また、被害児童のうち96.5%が携帯電話から出会い系サイトにアクセスしていた。（警察庁「平成19年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」）

## 出会い系サイトに関係した事件の状況（警察庁調べ）

平成19年における状況

- 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数は、1,753件（前年比8.5%減）。
- 被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段は、96.5%が携帯電話からのアクセス。
- 被害者1,297人のうち、18歳未満の児童が1,100人（84.8%）。



### (2) 大臣要請の目的と内容

フィルタリングは、利用者が閲覧しようとするウェブサイトという通信の内容を、その意思に反して制限することになるため、通信の秘密の侵害に当たると解され、その違法性を阻却するには、利用者の同意が必要と解されている。また、何が有害情報であるかは人によって異なることから、監護権を有する保護者においてフィルタリングの必要性を判断することが望ましいと考えられる。

したがって、今回の要請は、一律にフィルタリングの義務付けを目指すものではなく、「親権者の意思確認（選択）」という基本的な枠組を維持した上で、フィルタリングサービスの更なる導入を目指したものである。さらには、既存契約者についても、積極的に働きかけることにより、フィルタリングの利用に関して家庭における話し合いの機会をもつことで、インターネットの利用に関する家庭での意識向上も視野に入れられている。

前回の要請とは異なり、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で親権者の意思確認が行われることとなるため、導入促進の効果はより高くなるものと考えられる。また、関係各当事者において、フィルタリングの存在がより意識されるものとなることから、販売店における確実な説明と同時に、親権者においてフィルタリングの必要性を認識する効果も期待される場所である。

# 携帯電話事業者等に対するフィルタリング導入促進の 新たな要請(平成19年12月10日)の概要

## 1. 青少年におけるフィルタリングサービスの導入促進活動の強化

### (1) 新規契約者に対する取組について

- ・契約時に、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で親権者の意思確認を実施

### (2) 既存契約者に対する取組について

- ・すべての18歳未満の契約者に関し、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で意思確認を実施(不要の場合は親権者からの申告が必要)
- ・18歳未満の使用者に関し、既存契約者に対して、フィルタリングサービスの利用の意思確認を実施

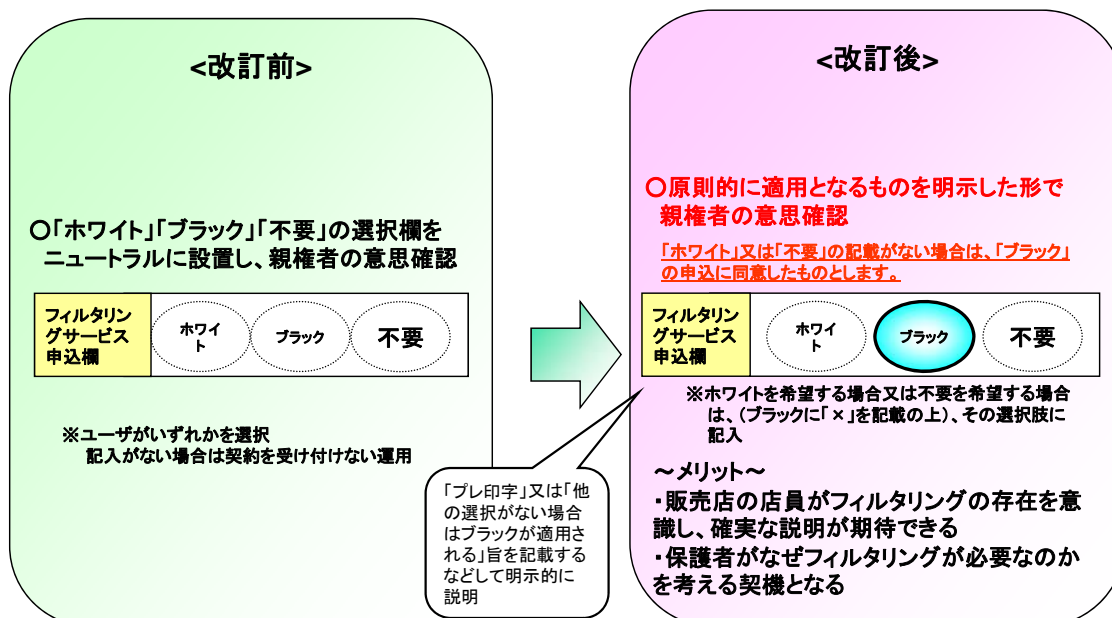
### (3) 代理店等への指導の徹底



## 2. フィルタリングサービスの効果的な周知・啓発の実施

## 3. フィルタリングサービス利用者数を業界として定期的に公表

(参考)～フィルタリングサービスの利用を原則とした意思確認とは～  
親権者同意書等のフィルタリング申込欄のイメージ



※上記はあくまでイメージ。実際の親権者同意書等の書式は各社によって異なる。

### (3) 各事業者の対応

総務大臣からの要請を受けて、各事業者においては平成20年1月中に取組の強化策を発表するなど速やかに対応を行っている。具体的には、未成年者の契約時に必要となる親権者同意書の改訂については、1月より順次行われている。また、親権者が契約者となり、子どもが使用する場合については、契約申込書において、18歳未満の者が携帯電話を利用するかを確認する欄を設け、18歳未満が利用する場合には、フィルタリングサービスの利用を原則とした親権者の意思確認を3月より順次行っている。

また、18歳未満の既存契約者についても、十分な周知期間を設け、フィルタリングサービスの利用を原則とした意思確認を行うこととし、親権者からフィルタリング不要の申し出がない場合には、各社とも夏以降にフィルタリングを順次設定することとしている。なお、この際に設定されるフィルタリングサービスの内容については事業者ごとに異なっている。平成20年1月中に発表された段階では、NTTドコモ及びKDDIがホワイトリスト方式を想定し、ソフトバンクモバイル及びウィルコムがブラックリスト方式を想定している<sup>9</sup>。

#### 要請を受けた各事業者の主な強化策



| 要請内容                             |  | 事業者等対応策   | 実施時期                     |                      |                          |                         |
|----------------------------------|--|---|--------------------------|----------------------|--------------------------|-------------------------|
|                                  |  |   | ドコモ                      | KDDI                 | SBM                      | ウィルコム                   |
| 1. フィルタリング推奨の強化                  | (1) 新規契約者に対する取組                          | ①親権者同意書において、フィルタリングサービスの利用を原則とした意思確認            | 08年2月～                   | 08年2月～               | 08年1月～                   | 08年2月～                  |
|                                  |  | ②新規契約申込書において、利用者確認欄を設け18歳未満が利用する場合は利用を原則とした意思確認 | 08年3月～                   | 08年3月～               | 08年6月～                   | 08年3月～                  |
|                                  |  | 不要の記載がない場合に適用されるフィルタリング                         | ホワイトリスト                  | ホワイトリスト              | ブラックリスト                  | ブラックリスト                 |
|                                  | (2) 既存契約者に対する取組                          | ①すべての18歳未満既存契約者に関し、フィルタリングサービスの利用を原則とした意思確認を実施  | 08年2月～周知開始、8月～順次適用       | 08年2月～周知開始、6月～順次適用   | 08年2月～周知開始、8月～順次適用       | 08年2月～周知開始(※)           |
|                                  |  | ②18歳未満の利用者確認等を通じて、フィルタリングサービスの利用を原則とした意思確認を実施   | 08年2月～請求書同封物等による周知開始     | 08年2月～請求書同封物等による周知開始 | 08年6月～機種変更等における利用者確認欄の創設 | 08年2月～請求書同封物等による周知開始(※) |
|                                  |  | 原則適用となるフィルタリング                                  | ホワイトリスト                  | ホワイトリスト              | ブラックリスト                  | ブラックリスト                 |
| 2. 効果的な周知・啓発等                    | テレビCM<br>新聞広告<br>その他青少年・保護者への講演          | 08年1月<br>08年2月<br>ケータイ安全教室                      | 08年3月<br>08年1月<br>ケータイ教室 | —                    | —                        |                         |
| 3. フィルタリングサービス利用者数の、業界としての定期的な公表 | 電気通信事業者協会(TCA)から、半年に1回フィルタリングサービス利用者数を公表 |   |                          |                      |                          |                         |

※ウィルコムは、フィルタリングの設定には端末での操作が必要なため、利用の意思確認を実施

<sup>9</sup> このことについては第3章以降で詳細に検討する。

フィルタリングサービスの利用を原則とした形での意思確認に当たっては、新規契約については、店頭で十分に説明すれば、問題が生じる可能性は少ないと考えられる。これに対し、既存契約者に対してフィルタリングサービスが設定される場合には、フィルタリングによってアクセス制限されるサイトを利用していることもあることから、いくつかのトラブルが起こる可能性が指摘されている。今回の措置を取るに当たっては、予め丁寧な周知を行うことが必要である<sup>10</sup>。

---

<sup>10</sup> フィルタリングサービスが設定された結果、既存契約済の有料サイトへのアクセスができなくなることによる以下の懸念が存在する。また、既存契約済の有料サイトが、新たにブラックリストへ追加された場合にも同様の懸念が生ずる。

①登録している有料サイトが閲覧不可能となり、課金され続けてしまうのではないかと懸念：フィルタリングにより閲覧できなくなったサイトが各社の「公式サイト」の中にある場合は、携帯電話事業者が把握できるため、解約ページを設けることなどにより、対処が可能となる。他方、いわゆる「一般サイト」の場合は、携帯電話事業者においてそのサイト内容やビジネスモデルを把握することは困難であり、十分な周知により対応していくこととなる。具体的には、携帯電話事業者側において有料サイトが閲覧できなくなる場合を周知するほか、コンテンツプロバイダ側においても自身のサイトにその旨を掲載するなどして周知していくことが考えられる。なお、PC等で閲覧できるコンテンツであれば、PCからの解約が可能な場合もある。

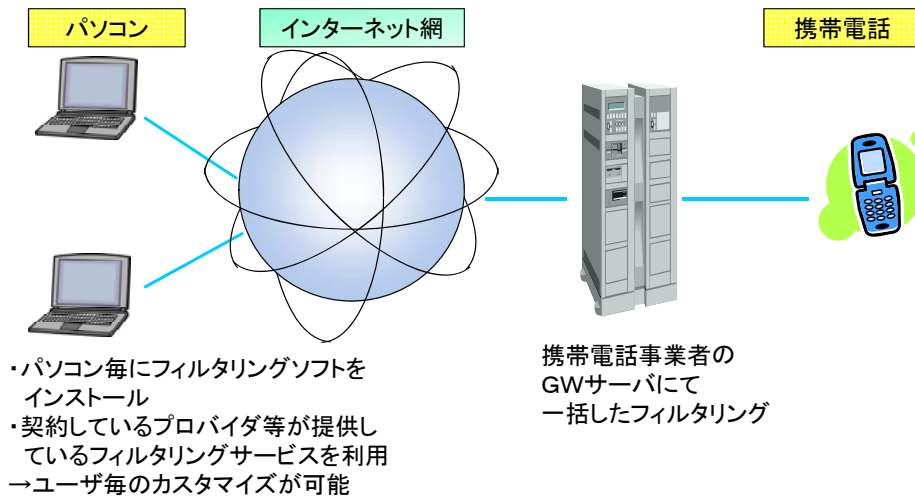
②フィルタリングが設定された場合に閲覧不可能となったサイトが自動解約となる懸念：フィルタリングにより閲覧できなくなったサイトが「公式サイト」の中にある場合に、解約ページを設けるのではなく、自動解約とする事業者もある。このような処理をする場合、無用の課金のおそれなくなることから望ましいと考えられる一方で、それまで利用者が作成してきた日記、メッセージなどが消去されてしまうことになり、金銭面以外での損失が生じる可能性がある。

### 3. 携帯電話のフィルタリングサービスの現状と課題

#### (1) フィルタリングサービスの現状

PC の場合は、フィルタリングソフトをインストールする方法やブラウザを設定する方法などにより、PC ごとにフィルタリングを設定することが可能だが、携帯電話端末においては、PC と同等の機能を有していないため<sup>11</sup>、携帯電話事業者のゲートウェイサーバで一括してフィルタリングをする方法がとられている。そのため、利用者に提供できるフィルタリングサービスは画一的にならざるを得ない。このことが、後述する携帯電話フィルタリングの課題を生む要因の一つとなっている。

#### パソコンと携帯電話のフィルタリングの主な形態



実際に、携帯電話事業者が提供しているフィルタリングサービスの種類としては、①一定の掲載基準を満たしたいわゆる「公式サイト」のみにアクセスを制限するホワイトリスト方式<sup>12</sup>と②アダルトや出会い系など特定のカテゴリに属するサイトへのアクセスを制限するブラックリスト方式がある<sup>13</sup>。

携帯電話事業者は、ホワイトリスト方式とブラックリスト方式の2種類のフィルタリングサービスを無料で提供するものの、利用者はそのいずれかを選択しなければフィルタリングサー

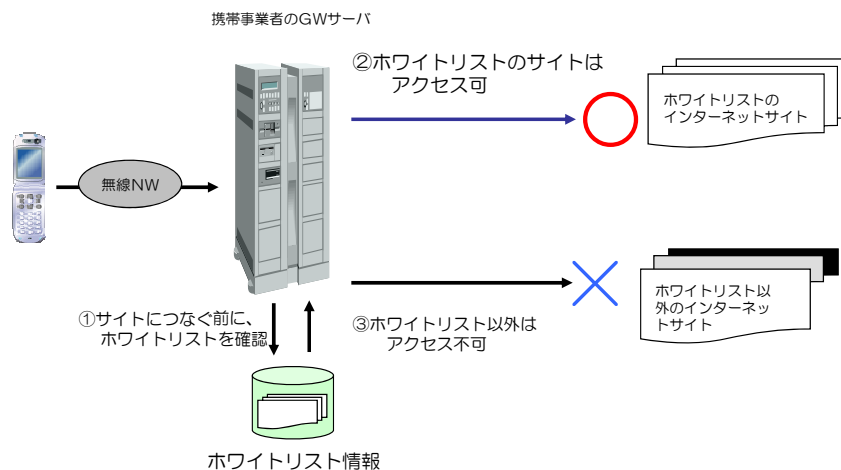
<sup>11</sup> 一部 PHS 端末は、フィルタリングソフトの利用が可能となっている。携帯電話では、端末でプロキシサーバの設定が許容されておらず、PHS 端末と同様な形態でのフィルタリングソフトの利用が可能な環境となっていない。

<sup>12</sup> ホワイトリストに分類されているサイトのうち、ブラックリストにおいて閲覧が制限されるカテゴリに属するサイトについても閲覧を制限している携帯電話事業者もある。

<sup>13</sup> この他、一定時間（例えば 22 時～翌朝 6 時まで）のインターネット接続を禁止する「利用時間制限」を提供している携帯電話事業者もある。

ビスを利用できないという現状にある。

## ホワイトリスト方式のイメージ



ホワイトリスト方式によって提供されるサイトの種類や数は各社によって異なっているが、学習系サイトなどの子供向けの実用系サイト、ニュースやお天気情報などの情報系サイト、子供向けの着信メロディ、待ち受け画像などのサイトが中心である。

掲示板・ブログ・SNSなどのコミュニケーションサイトや成人向けサイトはリストから外れており、アクセスすることはできない。また、各社独自の基準をクリアした「公式サイト」をベースにしているため、アクセスできるサイトが大幅に限定されることとなる。他方、携帯電話事業者の立場からは、それが故に安心なサービスとして推奨しやすい方式となるとも言えることができる。

## ホワイトリスト方式で閲覧可能なサイト

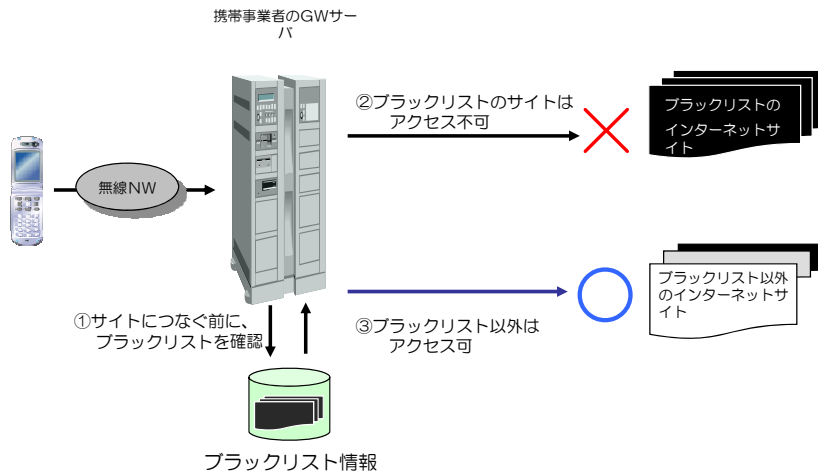
- ①携帯電話事業者が一定の掲載基準を満たしたサイトを「公式」サイトとして選別
- ②「公式」サイトの中からさらに選別

### 例：A事業者のホワイトリスト

- 天気 (ウェザーニュース、お天気予報、お天気.com等)
  - ニュース (NewsCafe、日テレNEWS24等)
  - 交通 (乗り換え案内、駅すばあと等)
  - ~~コミュニティ/SNS~~ (mixi、GREE等) → 閲覧不可
  - 地図 (NAVITIME、地図iマビオン等)
  - レシピ (味の素簡単レシピ、いつでもオレンジページ等)
  - 着うた (dwango.jp (うた)、うた&メロ取り放題等)
  - スポーツ (スポーツナビ、スポニチ野球等)
  - ~~グラフィア~~ (グラフィアアクセス—動画等) → 閲覧不可
  - 映画 (TSUTAYA online等)
  - TV (TVガイド、ザテレビジョン等)
  - タウン情報 (walkers i、ぐるなび関東等)
  - 辞書 (iケータイ辞典、三省堂辞書等)
- など



## ブラックリスト方式のイメージ



一方、ブラックリスト方式は、専門のフィルタリングリスト提供会社が提供しているカテゴリ及びそのカテゴリに合致する URL リストを用い、携帯電話事業者が青少年保護の観点からアクセス制限すべきカテゴリを選択してフィルタリングサービスを提供している。携帯電話事業者間で選択しているカテゴリは基本的には共通しているが、いくつかのカテゴリについては携帯電話事業者ごとに区々である。また、青少年の利用が多いコミュニケーションサイトは、ブラックリスト方式でもアクセス制限対象のカテゴリとして、一律アクセスが制限されており、これについては携帯電話事業者各社が同様の対応を行っている。

## ブラックリスト方式のカテゴリについて

- 不法(違法と思われる行為、違法と思われる薬物、不適切な薬物利用)
- 主張(軍事・テロ・過激派、武器・兵器、誹謗・中傷、自殺・家出、主張一般)
- アダルト(性行為、ヌード画像、性風俗、アダルト検索・リンク集)
- セキュリティ(ハッキング、不正コード配布、公開プロキシ)
- ギャンブル(ギャンブル一般)
- 出会い(出会い・恋人紹介、結婚紹介)
- グロテスク(グロテスク)
- オカルト(オカルト)
- コミュニケーション(ウェブチャット、掲示板、IT掲示板) → ブログ、SNS、掲示板等も規制
- 成人嗜好  
(娯楽誌、喫煙、飲酒、アルコール製品、水着・下着・フェチ画像、文章による性的表現、コスプレ)
- 政治活動・政党(政治活動・政党)
- 宗教(伝統的な宗教、宗教一般)
- ライフスタイル(同性愛)

一部の携帯電話事業者のブラックリストにおいてアクセス制限対象



## (2) 携帯電話のフィルタリングサービスの課題

本来、フィルタリングサービスとはあるサイトへアクセスしようとする受信者側の選択によることが基本であるが、携帯電話のフィルタリングサービスの場合、受信者側の選択権を携帯電話事業者が完全に代替している。これにより、携帯電話のフィルタリングサービスに関してはその普及促進を妨げかねないいくつかの課題が指摘されている。

以下、フィルタリングの実効性に関する課題として、①画一性、②フィルタリング対象の広範性、③利便性の阻害、の3つの視点から分析するが、ホワイトリスト方式とブラックリスト方式で事情が異なる場合については、その相違についても明記する。

### 1) フィルタリングの実効性に関する課題

#### (a) 画一性

現在提供されている携帯電話のフィルタリングサービスは青少年の保護を主な目的としている。携帯電話の利用が増えてくるのは小学生からだが、保護の対象となるのは18歳未満の高校生まで含んでいる<sup>14</sup>。また、同年代であっても携帯電話のインターネットへのニーズやその利用の形態は個人によって異なるものである。小学校低学年から高校生、あるいは大学生までの幅広い年齢層と多様な価値観を持つ青少年に対しても、現状においては、ホワイトリスト方式、ブラックリスト方式の二種類のサービスだけが提供されている状況である。

年齢差や個人の様々な価値観を反映できず、二種類のサービスのいずれかを選択しなければならないという状況は、特に、高校生などにとっては過度なアクセス制限になることも考えられ、結果として残された唯一の選択肢として、フィルタリングサービスを利用しないことを選択せざるを得ない者が多数出る可能性がある。このように携帯電話のフィルタリングサービスの画一性は、フィルタリング普及を妨げかねない大きな課題となるものである。

#### (b) フィルタリング対象の広範性

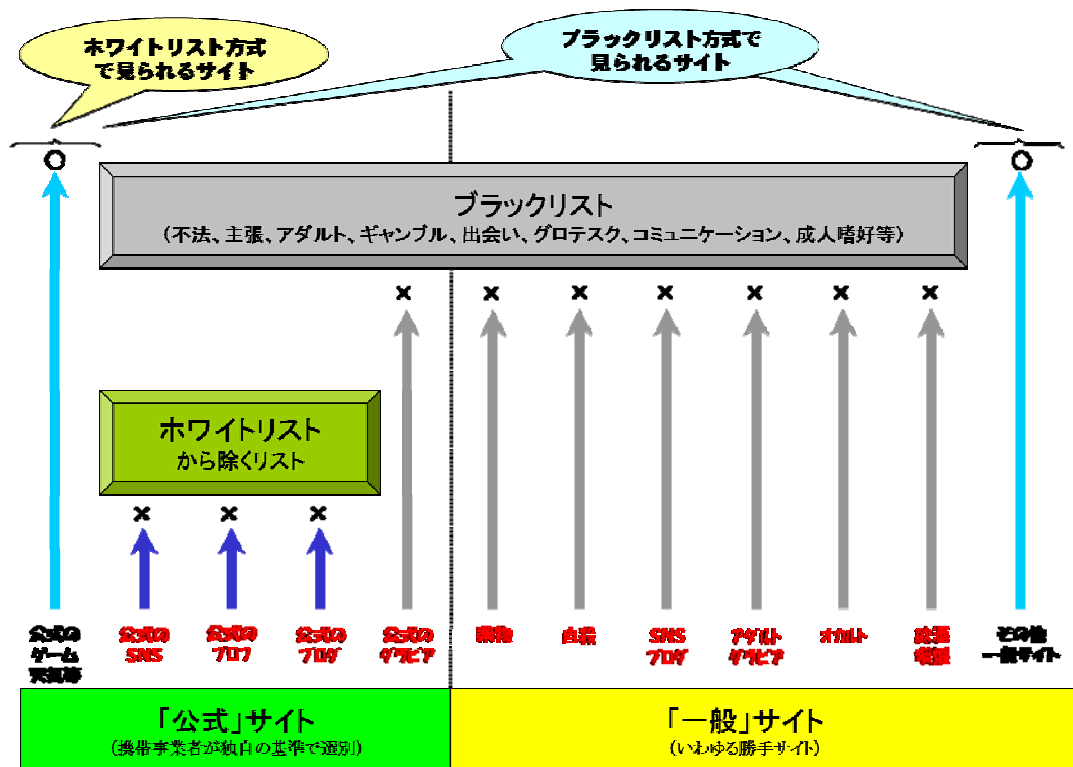
フィルタリングでアクセス制限されるのは、その目的に照らし、本来は青少年にとって有害なサイトのみであるのが望ましいが、現状の携帯電話のフィルタリングサービスでは、有害でないサイトも含めてフィルタリング対象が広範になりすぎている。ホワイトリスト方式においては携帯電話事業者により「公式サイト」として採用されたサイトのみがアクセス可能であり、大多数の有害でないサイトが排除されてしまうこととなる。また、ブラックリスト方式であっても指定されたカテゴリに分類されたサイトは、有害でないサイトも含めて、すべてフィルタ

---

<sup>14</sup> 未成年であれば大学生も一部含む。現在、携帯電話の新規契約者の親権者同意は未成年者(20歳未満)が対象である。

リングにかかりアクセスが制限されることとなる。特に、ブログや SNS などのコミュニケーションサイトが一律にアクセス制限されることについては、コンテンツ事業者等をはじめとして疑問視する声が挙がっている。

### フィルタリング対象の広範性



#### (c) 利便性の阻害

携帯電話は青少年にとって最も簡便で身近なインターネットへのアクセスツールであり、「いつでも、どこでも、誰でも」というユビキタスネット社会のコンセプトにふさわしいメディアである。実際に、PC とは異なり大多数の個人が所持している携帯電話は、青少年の日常生活に不可欠となっており、掲示板サイトを学校の部活動の連絡のために利用するなど、その利便性が大いに活かされている。しかしながら、現在のフィルタリングを適用することによってこうした利用ができなくなるなど、利便性の阻害が懸念される。

#### 2) フィルタリングの透明性確保に関する課題

現状では、携帯電話事業者各社が、青少年向けにどのサイトをアクセス可能とするのかという判断を担っている状況であるが、当該決定プロセスが不透明である。携帯電話事業者としては、ゲートウェイサーバで一括してフィルタリングサービスを提供しているために、結果としてこのような役割を担っているが、そこに透明性確保に関する課題が生じることになる。

ホワイトリスト方式の場合には、携帯電話事業者に申請されたサイトを、携帯電話事業者が審査し「公式サイト」と位置付けたものの中から、さらに独自の基準により選別するため、青少年向けにどのサイトをアクセス可能とするのかという判断の大半を携帯電話事業者が担うこととなる。しかも、「公式サイト」については、基準は公開されているものの、最終的な採否の判断は、携帯電話事業者の裁量に委ねられており<sup>15</sup>、その恣意性が指摘されている。

他方、ブラックリスト方式の場合には、携帯電話事業者が個別のサイトの選別は行っていないが、フィルタリングリスト提供会社から提供される URL リストのうち、どのカテゴリをフィルタリングにかけるかという判断を携帯電話事業者が担っている。この判断は利用者アンケート等に基づいているが、その妥当性について何らかの第三者が関与したものではなく、携帯電話事業者が最終的には独自に判断したものである<sup>16</sup>。

また、携帯電話事業者向けに、ブラックリスト方式向けのアクセス制限サイトのリストを提供しているフィルタリングリスト提供会社については、カテゴリに含むサイトの分類を行っているが、その分類の具体的な基準や実際の運用などは、企業独自のノウハウに属するものである<sup>17</sup>。

### 3) 利用者周知・啓発

18歳未満の青少年に関しては、フィルタリングサービスの利用を原則とした意思確認がなされることとなるが、青少年とその保護者について、フィルタリングサービスの認知率は上がってきているものの、ホワイトリスト方式、ブラックリスト方式、それぞれのサービス内容等の基本的知識の普及は不十分である<sup>18</sup>。このため、フィルタリングの具体的なメリット・デメリットを理解した上で、主体的に判断できる環境を構築するため、利用者の周知・啓発の強化が必要である。

### (3) 現状モデル（利用者、コンテンツ事業者等、携帯電話事業者の関係）

本来、フィルタリングサービスとは、発信者としてのコンテンツ事業者等が、自らのコンテンツの内容を的確に示し（ラベリング）、その情報に基づき、受信者側が主体的に選択した情報へのアクセスを制限することが望まれる。

---

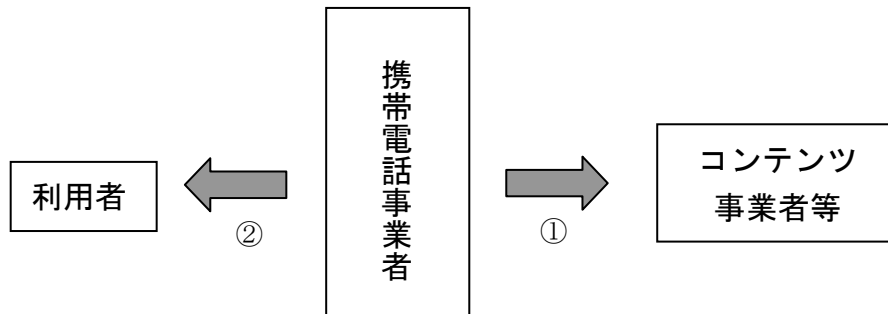
<sup>15</sup> 各社ともコンテンツの掲載基準は公開されているものの、「総合的な判断に基づいて可否を決定」等の留保条件により、最終的には携帯電話事業者の裁量を確保している。

<sup>16</sup> ブラックリスト方式に関し、アクセス制限の対象となっているいくつかのカテゴリについて不適當であるという意見が存在している。

<sup>17</sup> フィルタリングリスト提供会社では、分類基準の公開とともに、利用者からの指摘を受けてリストの分類の誤りや不足について対応する仕組みを運用しているが、その受付方法や窓口自体の存在については広く知られているとは言い難い。

<sup>18</sup> 注3参照。

しかしながら、現状の携帯電話のフィルタリングサービスに関して、利用者、コンテンツ事業者等の情報発信者及び携帯電話事業者の関係をモデル化すると、以下のように整理することができる。



利用者が携帯電話のフィルタリングサービスを利用する場合、利用者とコンテンツ事業者等の間に介在してフィルタリングサービスを提供する携帯電話事業者が、アクセスを制限する対象も含め、ほとんどすべてを決定している状況にある。すなわち、コンテンツ事業者等の間では、「携帯電話事業者がコンテンツ選別し（①）」、利用者との間では、「選別後のコンテンツの一方的に提供する（②）」こととなり、利用者自らが利用実態等に応じてアクセス制限する情報を選択する手段がないとともに、コンテンツ事業者等も主体的努力によって自らのコンテンツを利用者の選択に委ねる手段もない状況である。

このように、携帯電話フィルタリング機能の実現に際し、携帯電話事業者の役割が過大となり、利用者及びコンテンツ事業者等が主体的な役割を果たすことができていないのが現状モデルの際立った特徴である。前節で指摘した現状の携帯電話のフィルタリングサービスが抱える課題は、この三者間での役割分担が適切に行われていないモデルとなっていることに起因するものである。

また、携帯電話のフィルタリングサービスの現状と課題について、利用者側（保護者及び実際の利用者である青少年）の理解が十分に得られているとは言い難い。有害情報からの青少年保護という目的に対し、実効性を持たせるためには、携帯電話フィルタリングの導入促進とともに、こうした現状と課題に関する利用者側の認識を深めることが必要である。

## 4. 携帯電話のフィルタリングサービスの今後の在り方（短・中期的な対応）

### (1) 現状モデルの改善の方向性（「画一性・非選択性」から「多様性・選択性」へ）

フィルタリングとは、本来、利用者本人の同意を前提とし、かつ利用者側がアクセスしたくない（したい）と思う情報の選択を可能とするものでなければならない。また、利用者がアクセスを制限する情報、もしくはアクセスを制限するカテゴリに含まれる情報以外の情報については利用者が意識していなくとも、表現の自由等の権利を確保する前提として、潜在的にアクセス可能となっていることが求められる。

しかしながら、携帯電話のフィルタリングサービスの現状モデルは、あるべきフィルタリングからは距離があり、むしろ「画一性・非選択性」を特徴としている。本来、利用者ごとに異なることも想定されるフィルタリングが、携帯電話の場合には、あらゆる利用者に対して、「画一的」にブラックリスト方式とホワイトリスト方式の二種類のフィルタリングサービスしか提供されておらず、フィルタリングサービスを利用しようとする者はこの二種類のサービスのいずれかを選択せざるを得ない（「非選択性」）。

このことは、利用者にとって望ましくないだけでなく、コンテンツ事業者等の情報発信者にとっても望ましい状態ではない。なぜなら、フィルタリングでアクセス制限すべきコンテンツの選択が利用者ではなく、その利用者との間に介在する携帯電話事業者及びフィルタリングリスト提供会社によって決定されてしまうからである。

具体的には、ホワイトリスト方式の場合は、携帯電話事業者の「公式サイト」の選別から漏れた場合には、利用者を選択される可能性は絶たれてしまうこととなる。また、ブラックリストの場合は、携帯電話事業者が青少年にとって有害な可能性があるものとして選別したカテゴリに、フィルタリングリスト提供会社によって分類された場合には、利用者を選択される可能性は絶たれてしまうこととなる。

このような現状モデルの「画一性・非選択性」を緩和し、「多様性・選択性」を備えたモデルに改善することで、本来あるべきフィルタリングに近づけていくことが重要である。また、サービスの「多様性・選択性」を確保するために、利用者に過度な負担を課すこととなる場合、実質的に、「画一性・非選択性」が緩和されないままになってしまうおそれがある。利用者が簡便に「多様性・選択性」を追求できるサービスであることが、併せて必要である。

理想的には、携帯電話事業者はフィルタリングについては多くの役割を果たすことなく、利用者とコンテンツ事業者等の間で決定されることが望ましい。しかし、現実的には、携帯電話では PC のように端末側でフィルタリングの設定を行うことは一般的ではない<sup>19</sup>。また、イン

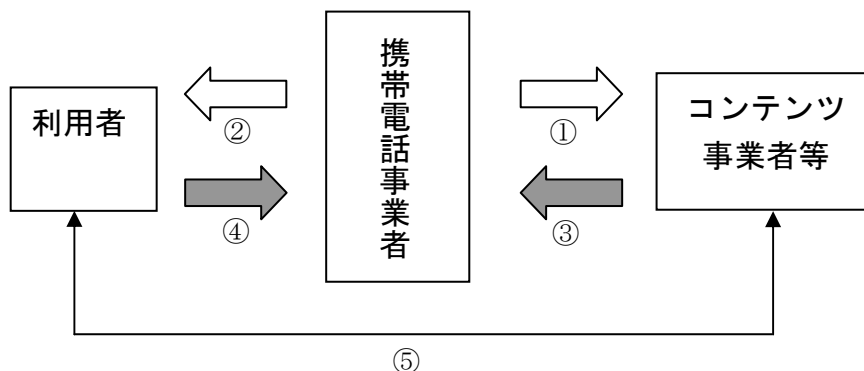
<sup>19</sup> 前述のとおり、一部の PHS 端末においては、カテゴリの選択が可能なフィルタリングソフトが利用可

ターネット上における ASP など、携帯電話事業者以外のフィルタリングサービス提供者は現在のところ存在していない。

したがって、引き続き、携帯電話事業者にも役割を期待しつつ、利用者と、コンテンツ事業者等の情報発信者の双方ともが一定の役割を担うことで、フィルタリングサービスの質の向上を図ることが適当である。

## 1) サービスの多様性・選択性の確保

フィルタリングサービスの多様性・選択性を確保するために、「携帯電話事業者の提供するサービスに対しコンテンツ事業者等の側から働きかける方向性(③)」と、「利用者側から働きかける方向性(④)」の2つのアプローチがある。さらに、「携帯電話事業者が介在せずに、利用者とコンテンツ事業者等の間で、直接的にフィルタリングでアクセス制限する情報を取り決めるという方向性(⑤)」も考え得る。



### (a) コンテンツ事業者からの働きかけ

③は、コンテンツ事業者等が、当該事業者のサイトが積極的に青少年に利用されることを想定し、青少年保護に配慮した運営を行っているにもかかわらず、現行の携帯電話のフィルタリングサービスによってアクセス制限されているサイトについて、フィルタリングにかけられることなく利用者にアクセス可能とするための仕組みの構築である。

具体的には、あるサイトが青少年保護に配慮したものか否かを公正・中立な立場から客観的に評価する第三者機関を設け、コンテンツ事業者等は、自助努力によって第三者機関の基準を満たすサイト構築を行い、第三者機関に申請し、認定を受ける。その上で、第三者機関に認定されたサイトは、携帯電話事業者及びフィルタリングリスト提供会社の協力によって、フィルタリングリストから除かれることとするものである<sup>20</sup>。

能となっている。

<sup>20</sup> 携帯電話のフィルタリングサービスの対象の広範性を解決する方策として、第三者機関の認定サイト

この仕組みを構築するためには、i) コンテンツ事業者等の申請を受け付け、青少年保護に配慮したサイトを認定する第三者機関について、その目的、機能及び運営の原則、第三者機関としての中立性や透明性等の確保策を検討することが必要である。

また、ii) 第三者機関が認定したサイトのリストを携帯電話のフィルタリングサービスに反映することによって、現行のサービス内容は変化するため、第三者機関が関与した後のフィルタリングサービスの提供の仕方について、利用者、コンテンツ事業者等、フィルタリングリスト提供会社、携帯電話事業者の関係者間で共通の理解を得ておくことが必要である。携帯電話のフィルタリングサービスについて、ホワイトリスト方式及びブラックリスト方式の評価を行った上で、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの在り方を整理することが求められる。

i)、ii) については、次節及び第三節において具体的に検討する。

#### **(b) 利用者からの働きかけ**

④は、利用者が主体的にフィルタリングによってアクセス制限されないサイトを選択する仕組みの構築である。

具体的には、携帯電話事業者が、現状のフィルタリングサービスに改善を加え、ホワイトリスト方式、ブラックリスト方式のいずれにおいても、利用者側で閲覧したいと考えるサイトのアクセス制限を解除することができるシステムを構築することである。これにより、PC で一般化しているフィルタリングサービスのように、ある程度、利用者側でカスタマイズ可能なサービスが実現することとなる。

利用者側でカスタマイズ可能なシステムを構築するためには、携帯電話事業者において、システム構築費用等の負担がさらにかかることになる<sup>21</sup>。現在のフィルタリングサービスについては、携帯電話事業者が無料で提供しているが、こうした付加価値の高いサービスまで、すべての事業者に対し無料で提供することを求めることは困難と考えられる。

また、利用者側とは、実際の利用者である青少年と、その親権者を指す。総務大臣によるフィルタリング導入促進の要請においては、フィルタリングサービスの利用の可否を親権者の判

---

をフィルタリングのアクセス制限対象から除くという手法について、そもそも現行のブラックリスト方式をベースにしている限り「広範性の」の改善としては不十分であり、「認定」・「監視」という仕組みは、あいまいな基準で運用された場合に実質的に検閲的な性格を持ち得る危険性があることから、むしろ、現行のブラックリスト方式のリスト対象の見直しやカテゴリ分類の細分化等の手法によるべきであるという意見もあった。

<sup>21</sup> システム構築やトラフィック増に伴う設備増強が必要となり、少なくとも数十億円は必要と予測される。

断に委ねている。携帯電話の利用者が一部サイトのアクセス制限を解除するに当たり親権者の同意をどのように確保するかなど、サービスの提供に当たっての課題は多く、システム構築面だけではなく、運営面でも携帯電話事業者にかかる負担は大きいと考えられる。

### (c) 利用者とコンテンツ事業者等による選択

⑤は、携帯電話事業者がフィルタリングでアクセス制限するコンテンツの選別に関わらず、例えば、利用者が自らの属性をコンテンツ事業者等に提供し、コンテンツ事業者等がその属性に適したコンテンツを提供するようにする仕組みなどを意味するものである。

具体的には、コンテンツ事業者等が自ら提供するサイトについて、青少年による利用の適不適を明確化し、利用者は自らの属性（年齢等）をコンテンツ事業者等に提供することで、利用が適当なサイトのみアクセスできる仕組みを構築することである。

この仕組みは、コンテンツ事業者等の自主的な取組としてのレーティング<sup>22</sup>の広範な普及、コンテンツ事業者等のレーティングを客観的に認定する第三者機関、携帯電話利用者の年齢と携帯電話事業者が持つユーザ ID との確実な結びつけ、ユーザ ID のコンテンツ事業者等への提供、これらを前提とした新たなフィルタリングサービスの構築等、詳細に検討すべき課題は多く、短期的に実現を期待することは困難である。

しかしながら、この仕組みは、携帯電話だけではなく、広くインターネット全般での青少年の有害情報対策として有効な取組となる可能性もあることから、次章で有害情報対策の深化に向けた取組を論ずる際に、改めて取り上げることとする。

## 2) サービスの利用簡便性

現在、携帯電話事業者によって提供されているフィルタリングサービスの利用は、端末での簡易な操作か、親権者による店頭での申込みにより可能であり、利用簡便性という点では優れている。

サービスの「多様性・選択性」を確保する方策として、特に、利用者からの働きかけを行うサービスについては、個別にサイトの URL を入力する手間など、利用者に負担をかける可能性がある。このため、青少年がフィルタリングサービスを積極的に利用できるよう、サービスの利用簡便性を追及することは重要であり、この点については、携帯電話事業者の継続的な努力が期待される。

---

<sup>22</sup> レーティングについては第5章で検討。



## (2) 第三者機関に期待される役割

### 1) 第三者機関の必要性

携帯電話のインターネット上に展開するモバイルコンテンツの急速な普及とともに、青少年保護の観点等から問題となる事象が出てきているのは事実である。モバイルコンテンツビジネスが、今後順調に発展していくためには、「利用者保護」と「コンテンツビジネスの発展」を両立させる環境整備を図っていかなければならない。

青少年は、現在のモバイルコンテンツの発展を支えており、いわゆる「ケータイ文化」は着実に社会に根付いているが<sup>23</sup>、一方で、青少年にもたらす弊害もクローズアップされ、青少年による携帯電話のインターネット利用を規制すべきとの声がある。モバイルコンテンツに限らず、コンテンツ事業者は一体として、青少年を有害情報から守るための社会的責任を果たす努力が求められているが、特に、モバイルコンテンツビジネス関係者は携帯電話フィルタリングの導入促進を契機に、青少年保護に関する業界の自主的取組を先導することが重要である。

その前提として、まずは、個々の事業者の青少年保護に対する取組の強化が必要である。例えば、アダルトコンテンツなど、青少年の閲覧に不適切なコンテンツについて、ドメインやディレクトリを分けて提供する努力をすれば、より適切な範囲のみにフィルタリングでアクセス制限できるようになる。また、サイトに掲載する広告についても青少年に不適切なものにしないよう配慮することが必要である。

このような個別の努力を出発点として、さらに、業界の自主的取組を強化するために、コンテンツ事業者等が中心となり、独立した第三者的な立場の機関を設立し、その活動を積極的に支援することで、携帯電話事業者が担っているフィルタリングサービスの責任を分担し、その改善を行うべきである。

この第三者機関は、インターネット上に流通するコンテンツの評価基準を策定し、認定を行うシステムとしての第三者機関である。青少年保護のために一定の対応を講じているサイトを認定するための評価基準等を策定するとともに<sup>24</sup>、この基準に基づき、コンテンツ事業者等が申請したサイトを審査し、認定の可否を決定する。

---

<sup>23</sup> 「携帯ビジネスに詳しい中村伊知哉・慶大教授は「子どもが携帯で交流したり小説を書ける日本の現状は世界に先行した文化であり、守るべき」と主張する。」(2008年3月17日 日本経済新聞朝刊19面)

<sup>24</sup> この基準はフィルタリングリスト提供会社等をはじめとした第三者の利用も視野に入れることが考えられる。

これにより客観的な基準に基づく、コンテンツ事業者等の自主的取組を促進するとともに、この基準を充たしたサイトについてフィルタリングによるアクセス制限を解除することで、利用者にとってより利便性のあるフィルタリングサービスを実現することが可能となる。

この第三者機関は、行政、コンテンツ事業者及び通信事業者<sup>25</sup>からある程度独立していること<sup>26</sup>が重要であり、それによって客観的で公正な立場からサイト等の評価を行うことが担保される。特に、行政は「有害情報」の基準の策定や、個々のサイトに関する評価については立ち入らないことが原則であるため、この第三者機関に関与すべきではない。

また、第三者機関は、一つに限られるものではなく、インターネット上のコンテンツの多様性を踏まえ、むしろ複数の第三者機関が基準を提示することにより、様々な価値観を併存させることで、利用者の選択肢を増やすことにつながることを望ましい。

## 2) 第三者機関の目的

インターネット上のコンテンツは多様であり、それを評価することの目的についても幅広く考えられるが、昨今の問題の焦点が、携帯電話のインターネット上における青少年保護にある以上、その点を目的の一つとして掲げることが必要である。具体的には、18歳未満の青少年が利用可能なモバイルコンテンツを明らかにすることである。

現在の携帯電話のフィルタリングサービスを改善するという前提に立てば、上記の基準で十分であるが、PC上で提供されているような、年齢に応じた多様なフィルタリングサービスを実現しようとするならば、18歳未満で利用者を一律にとらえるのではなく、より細分化された基準を策定することもあり得よう。また、モバイルコンテンツだけではなく、インターネット上のコンテンツ全体も視野に入れた取組となれば、PCも含めたフィルタリングサービスの多様化や、利用者のコンテンツ選別の手がかりとして役立つことが期待される。

また、現在の携帯電話のフィルタリングサービスの課題を解決するためには、利用者視点に立って、商用コンテンツだけではなく、公共目的のサイトや個人のブログなど、幅広い対象を視野に入れる必要がある。当初、評価対象となるコンテンツは、サイト運営者からの申請と審査料負担<sup>27</sup>が前提とならざるを得ないが、非商用サイトに対応するため、規制カテゴリーの細分化や利用者が個別に選択できる仕組み等の普及を支援する活動に取り組むことなどが求められる。

---

<sup>25</sup> コンテンツ事業者や通信事業者の業界団体も含む。

<sup>26</sup> 「ある程度」とは後述するように、「基準」を具体的に判断することなど、本質的な部分は、全くの第三者が担うとしても、その前段階での作業を担うことや、第三者機関の財政的基盤を支えることなどの関与はむしろ必要となるためである。

<sup>27</sup> 後述するように、この第三者機関は認定後の運用・監視が必須の業務となるため、申請者の審査料負担が求められる。

### 3) 第三者機関の機能

特定非営利活動法人コンピュータエンタテインメントレーティング機構（CERO）、映倫管理委員会、日本ビデオ倫理機構など、コンテンツの評価を行う第三者機関はすでにくつも存在しているが、それらが対象としているコンテンツは、i) 審査時点のコンテンツの内容は変化することがないこと、ii) 概ね商用コンテンツのみであり、審査を申請してくる者が限定されること、等が共通している。

これに対し、インターネット上のコンテンツは、i) 審査後もコンテンツの内容が変化し続けること、ii) 特に、SNS やブログなどのいわゆる CGM（Consumer Generated Media）に分類されるメディアは利用者によって内容が生成されるため、内容の変化がサイト構築者にも予測できないこと、iii) 発信者が多様かつ多数であるため、可能性のある審査対象が膨大となること等、の特徴があり、先行する第三者機関の取組を参考とするだけでは十分ではない。したがって、インターネット上のコンテンツの特徴を踏まえた機能を備えるためには、ある程度の試行錯誤はやむを得ないが、少なくとも以下の機能は必要と考えられる。

#### (a) 第三者機関の資金管理、組織運営をする機能

#### (b) 基準を策定する機能

青少年保護の観点から、コンテンツの種別に応じた基準の策定を行うことが必要である。設立時に、必要な全ての分野について網羅的に基準を策定できないとしても、段階的にカバーする範囲を拡大することが求められる。また、範囲を拡大するだけでなく、前述のとおり、年齢等に応じた段階的なレーティング方式も検討すべきである。この意味で、第三者機関が複数存在し、多様な価値観を反映させるとともに、基準を策定するコンテンツの範囲をすみ分け、より専門的かつ詳細な基準の策定を行うことも考えられる。

#### (c) 審査及び運用監視機能

コンテンツ事業者等からの審査を受け付け、サイトの審査を行う。さらに、SNS などのコミュニケーションサイトは利用者の書き込みによって内容が常に変化するため、審査後も基準を満たしていることを監視することが必要である。また、利用者等からの苦情を受け付けて対応する仕組みも備えるべきである。

### 4) 透明性・公正性の確保

第三者機関が策定する基準は客観的かつ公正なものでなければならない。したがって、基準

を最終的に策定する段階には利害関係者が関わってはならず、策定の手続については透明性が確保されることが必要である。一方で、利害関係者でなければ基準作成に必要な実務等に関する情報を提供できないため、基準策定に当たって、利害関係者の知見を活用できる仕組みを構築すべきである。

また、基準に基づくコンテンツの適格性の審査、事後の運用監視は公正になされなければならない。また、利用者等からの苦情に対しては迅速に調査し、認定の取消しなど、評価の見直し等の対応を行うことが求められる。基準策定や審査・運用監視が的確になされているかをさらにチェックするために、基準策定や組織の運営に関する諮問に対して意見を提出する諮問会議を設けるべきであり、そのメンバーは、コンテンツ事業者等の関連業界以外からも、消費者団体や教育関係者など、幅広く募る必要がある。

## 5) 実効性の確保

モバイルコンテンツを提供しようとする者が、コスト負担が伴ったとしても、第三者機関が担う評価システムの取組に参画し、第三者機関が社会システムとしての役割を果たすようになるためには、コンテンツ事業者等が、第三者機関の審査・監査を受けるインセンティブが必要である。

具体的には、第三者機関によって認定された場合、携帯電話のフィルタリングサービスによってアクセス制限されることなく青少年にも利用され得るよう、第三者機関の認定リストが、携帯電話のフィルタリングサービスに反映されることが必要である<sup>28</sup>。

したがって、モバイルコンテンツビジネスの健全な発展と青少年保護を両立させるためには、第三者機関による新たな社会システム構築の取組について、携帯電話事業者やフィルタリングリスト提供会社の積極的な協力が不可欠である。

## 6) 継続性・安定性の確保

第三者機関が社会的信用を得るためには、継続的で安定的な活動基盤が必要である。そのためには、設立時からモバイルコンテンツビジネスの関係者だけではなく、より広範囲からの参画が望まれる。

また、運営コストが過大とならないよう、既存の組織や人的資源を活用することも必要である。第三者機関が審査するコンテンツの範囲を拡大して行くに際しては、既に基準の策定等を

---

<sup>28</sup> 将来的には、認定サイトと現状の携帯電話のフィルタリングサービスとの関係を越えて、利用者にとって自らのコンテンツ選択の基準として認識されることが理想である。この点については第5章で取り上げる。

行っている組織との連携が不可欠であろう。

## 7) 責任分界の明確化

第三者機関が新たに登場することで、携帯電話フィルタリングというプラットフォームに関し、コンテンツ事業者等の発信者、携帯電話事業者、フィルタリングリスト提供会社、第三者機関及び利用者との間の役割分担の変化についても明確にする必要がある。このことについては次節で取り上げることとする。

### (3) 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの在り方

携帯電話事業者は、青少年保護のために、無料でフィルタリングサービスを提供するなど、積極的にフィルタリングサービスの導入促進を図ってきた。昨年 12 月の総務大臣要請にも速やかに対応し、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で親権者の意思確認が行われている。

一方で、フィルタリングサービスについて携帯電話事業者が取組を強化するにつれて、携帯電話事業者の責任のみがクローズアップされる傾向が出てきている。総務大臣要請によるフィルタリングの利用を原則とした形での意思確認が与えるインパクトは非常に大きく、インターネット上の情報の判断を利用者に代わって担うことは、携帯電話事業者の責任範囲を超えていると考えられる。このように携帯電話事業者がフィルタリングの責任の大部分を担うことの限界が明確になってきたのは前章で論じたとおりである。

本来、インターネット上のコンテンツを利用することに伴うリスクは利用者が負うものであり、利用者責任原則を浸透させる必要がある。もちろん青少年保護の観点からは、青少年に利用者責任を負わせることに一定の留保がつくのは当然だが、フィルタリングだけでインターネット上のすべてのリスクを遮断することは不可能であり、利用者である青少年及び保護者にはそのことについての理解が求められる。

利用者側の理解を求める前提として、携帯電話フィルタリングに関わる関係者は、携帯電話フィルタリングの在り方を整理する必要がある。具体的には、現状、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスは、ホワイトリスト方式、ブラックリスト方式の二種類あるが、それぞれについてどのようなメリット・デメリットがあるのか、今後、第三者機関による認定リストが反映された場合、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの在り方をどのように考えるべきなのかを整理することである。

## 1) ホワイトリスト方式及びブラックリスト方式の評価

携帯電話事業者は、青少年のフィルタリングサービスの利用を原則とした形での意思確認に際して、利用者からフィルタリングサービスの選択に関して申告又は記載がない時に、ホワイトリスト方式とブラックリスト方式のいずれを設定するのか各社において対応が分かれている<sup>29</sup>。

### (a) ホワイトリスト方式

ホワイトリスト方式は、携帯電話事業者が独自に定めた掲載基準を満たしたいいわゆる「公式サイト」からさらにホワイトリストの基準に合致したもののみアクセス可能とし、それ以外のサイトへのアクセスを一律に制限したものである。URL リストに掲載されたサイトのみ閲覧を許可するためにホワイトリスト方式と呼ばれる。

メリットとしては、アクセスできるサイトの数を限定し、リスト以外のサイトにはアクセスできないため、青少年にとって望ましくないサイトにアクセスする可能性が低いことがあげられる。青少年保護の観点のみから見れば、安全性の確保については優れているとすることができ、携帯電話事業者にとっても、自らが関与する情報サービスであるため、利用者に推奨しやすい方式となる。

一方、デメリットとしては、「公式サイト」は携帯電話事業者が選別したコンテンツであるため、「一般サイト」<sup>30</sup>へのアクセスが制限され、多くの青少年にとって有益で健全なサイトが利用される途が閉ざされている。例えば、公共部門のサイトなども、自ら携帯電話事業者に申請しなければ、掲載されない。「公式サイト」の提供するビジネスモデルを志向せずに、「一般サイト」においてビジネスを発展させてきたコンテンツ事業者等からは、青少年保護という目的からは、有害情報へのアクセスを制限することが必要なものであり、その範囲を超えて多数の有害でないサイトにアクセス制限をかけるのは問題であるという意見があるが、一定の理解が得られる主張である。

最終的には、利用者側の選択に委ねられるべきであるが、年齢層からすれば、13歳未満の小学生が利用する携帯電話のフィルタリングサービスとして推奨することは可能だが、18歳未満の青少年一般に推奨するには不適當であろう。青少年の利用実態を考えた場合、実際にこの方式を中心にフィルタリングを普及させるのは困難である。

なお、この方式の性格を明らかにするため、今後は、「ホワイトリスト方式」を「携帯事業者

<sup>29</sup> 第2章参照。

<sup>30</sup> 携帯電話事業者の選別する「公式サイト」に対応した呼称。

提供リスト方式」と呼ぶことが望ましい<sup>31</sup>。

## (b) ブラックリスト方式

ブラックリスト方式は、出会い系サイトやギャンブル系サイトなど、携帯電話事業者が独自に判断した特定のカテゴリに属するサイトへのアクセスを制限するものである。URL リストに掲載されたサイトのみ閲覧を規制するため、ブラックリスト方式と呼ばれる。URL リストを作成しているのは専門のフィルタリングリスト提供会社であり、世界中のウェブサイトを探査し、リスクコンテンツを分類している<sup>32</sup>。

メリットとしては、青少年向けに利用リスクがあると思われる特定カテゴリに分類されたサイト以外は、すべて閲覧可能となるため、ホワイトリスト方式に比べてアクセスできるサイト数が飛躍的に増大することが挙げられる。青少年保護に配慮しながらモバイルインターネット環境を提供できるという意味で、ユビキタスネット社会にふさわしい方式である。

一方で、カテゴリの種類とサイトの分類が、フィルタリングリスト提供会社の独自の基準と作業に委ねられていることに起因するデメリットが存在する。ひとつは、個人サイトの掲示板や外国のサイトなど、フィルタリングリスト提供会社にとって未知のサイトがリスト化されない場合や、リストの更新頻度によるタイムラグなど、有害なサイトが完全には遮断されないことがあげられる。また、迷惑メールによる誘引などにも注意する必要があり、利用者がその点を確実に理解しておくことが必要である<sup>33</sup>。

もう一つは、有害でないサイトの多くが閲覧制限の対象となるという課題が、ホワイトリスト方式ほどではないものの依然として存在することである<sup>34</sup>。ブログ、SNS 等、青少年に多く利用されるコミュニケーションサイトも一律アクセス制限の対象となっていることは前章で指摘したとおりである。コミュニケーションサイトの一部が出会い系サイトのように利用され、青少年が事件に巻き込まれるケースがあることは事実である。携帯電話事業者がブラックリストのカテゴリとしてコミュニケーションを選択しているのも、できるだけリスクを回避しようとする考え方からである。

しかし、コミュニケーションサイトの中には、本来、健全な目的を持ち、有害な利用をさせ

---

<sup>31</sup> 以下本文中においても「携帯事業者提供リスト方式」とする。

<sup>32</sup> 本来、法人向けに URL リストを作成しており、青少年保護のみを目的としているわけではない。したがって、青少年にとって有害でないものについても、当該サイトの利用を制御したい管理者のためにカテゴリを用意している。

<sup>33</sup> 有害なサイトを的確に探索・リスト化することで、この方式の精度をさらに上げるための方策については、次章で扱う。

<sup>34</sup> これはブラックリスト方式によるフィルタリング全体の課題ではなく、特定サイトについてのフィルタリング解除機能が実現していない携帯電話フィルタリング特有の課題である。

ないよう、青少年保護を心がけた運営をしているサイトもある。これらが一律にアクセス制限されてしまうことは、現在の青少年の利用実態にそぐわない<sup>35</sup>。むしろ、青少年がフィルタリングサービスの利用を避け、リスクの高いモバイルインターネット環境を選択することにつながりかねない。その意味で、第三者機関が、現在、ブラックリスト方式のフィルタリングサービスでアクセス制限されてしまう有害でないコンテンツについて、青少年保護に配慮したものとして認定し、フィルタリングによる閲覧制限を解除することは有効な対応策であると考えられる。

なお、この方式の性格を明らかにするため、今後は、「ブラックリスト方式」を「特定分類アクセス制限方式」と呼ぶことが望ましい<sup>36</sup>。

## 2) 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの在り方

以上のような携帯電話のフィルタリングサービスの評価を踏まえて、今後、「現状モデル」が改善された場合の携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスの在り方について、いくつかの視点に基づき整理する。

### (a) 携帯電話事業者が推奨するフィルタリングサービス

携帯電話事業者が新規の未成年契約者及び利用者に対し推奨するフィルタリングサービスについては、それぞれの携帯電話事業者の方針に委ねられるべきである。初めて携帯電話を利用する小学生に対しては「携帯事業者提供リスト方式」を推奨することも妥当であろう。しかし、親権者の了解の下、積極的にインターネット環境を活用したいという小学生に対しては「特定分類アクセス制限方式」を推奨することもあり得よう<sup>37</sup>。また、モバイルインターネットの利活用を重視せず、携帯電話事業者の提供するサイトのみで十分とする利用者であれば、年齢にかかわらず「携帯事業者提供リスト方式」を推奨することになるだろう。

いずれにしても、携帯電話事業者は、それぞれが提供するフィルタリングサービスのメリット・デメリットを十分に説明した上で、青少年がなるべくフィルタリングサービスを利用するよう誘導すべきである。

### (b) 利用者の申告又は記載がない場合に提供されるフィルタリングサービス

---

<sup>35</sup> 内閣府 第5回情報化社会と青少年に関する意識調査（平成19年3月実施）によれば、高校生の約8割が、携帯電話等でブログなどを閲覧している。

<sup>36</sup> 以下本文中においても「特定分類アクセス制限方式」とする。

<sup>37</sup> 小学生については、携帯電話事業者がモバイルインターネット機能を持たない携帯電話という選択肢を用意することが望ましいのではないかという意見もある。



現在、18歳未満の既存契約者に対してもフィルタリングサービスの利用を呼びかけ、フィルタリングサービスを利用しないという、親権者の意思表示がなされない場合は、本年（2008年）夏以降、フィルタリングサービスが設定されることになる。この利用者が申告しない場合に提供されるフィルタリングサービスは、携帯電話事業者が原則的に適用するサービスと言い換えることができる。

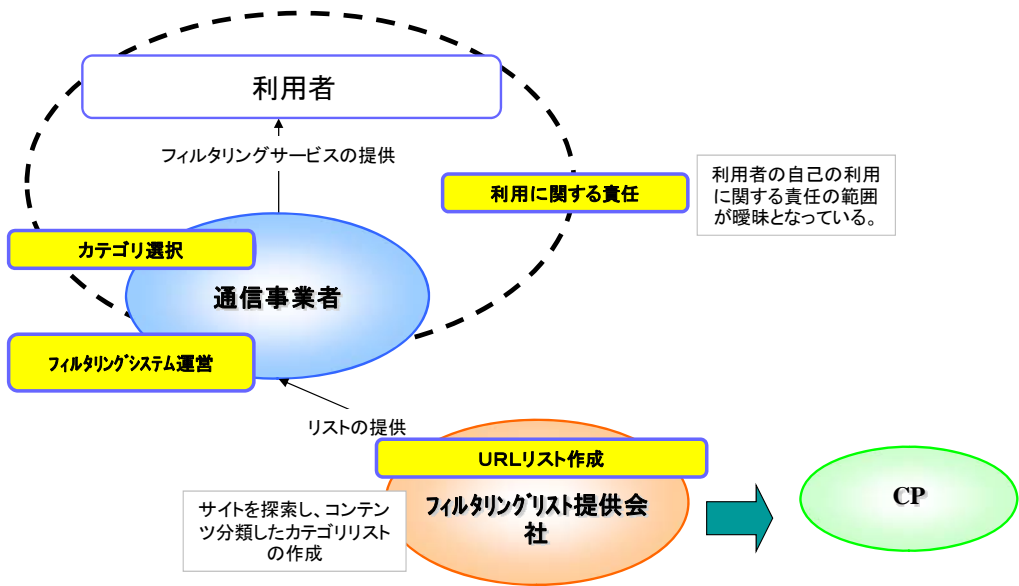
「携帯事業者提供リスト方式」及び「特定分類アクセス制限方式」のいずれについても、青少年保護のための有害なサイトの閲覧制限という目的を越えて、多くの有害でないサイトへのアクセスを制限することとなる現状においては、特に、「携帯事業者提供リスト方式」は過度な制限と言わざるを得ない。青少年の利用実態と離れたフィルタリングの設定はかえって青少年へのフィルタリングサービスの普及を妨げる恐れがある。

「特定分類アクセス制限方式」によっても青少年保護という目的は達成できる。また、第三者機関の認定によって、現状ではアクセス制限されてしまう有害でないサイトについても、フィルタリングにかからない途が確保されることになり、青少年の利用実態に、より即したフィルタリングサービスに改善される可能性がある。携帯電話事業者の意思確認に対して自らの意思を表明しない利用者に対して設定するフィルタリングサービスとしては、次に論じるように、携帯電話のインターネット上における青少年保護のための共通基盤として位置付けられる「特定分類アクセス制限方式」が妥当である。

### (c) 「特定分類アクセス制限方式」の位置づけ

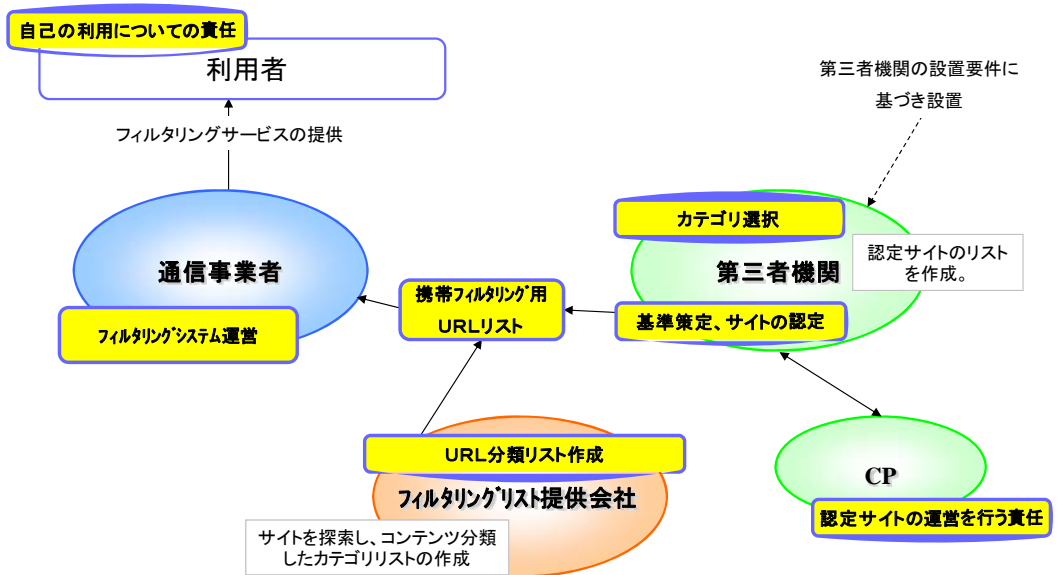
現状では、「特定分類アクセス制限方式」は、フィルタリングリスト提供会社がカテゴリ別のURLリストを作成し、携帯電話事業者がカテゴリを選択するとともに、システムを運営している。この方式によるサービスを担っているのは、携帯電話事業者とフィルタリングリスト提供会社の二者である。この関係を示したのが下図である。なお、「携帯事業者提供リスト方式」の場合には、携帯電話事業者のみがサービスを担っている。

現行「特定分類アクセス制限方式」



第三者機関が参入することによって、「特定分類アクセス制限方式」によるサービスの担い手に変化が生じる。すなわち、第三者機関及び第三者機関に申請するコンテンツ事業者等が、フィルタリングサービスを担うプレーヤーとして新たに加わる。コンテンツ事業者は自らのサイトを青少年保護に配慮したものとして自己申告し、第三者機関はコンテンツ事業者が申請してきたサイトが自ら策定した基準に適合したものであることを認定する。

第三者機関参画後の「特定分類アクセス制限方式」



これにより第三者機関参画後の「特定分類アクセス制限方式」における各プレイヤーの関係は上図のようになる。何が青少年にとって有害となる可能性があり、青少年保護に配慮したコンテンツであるためには何が条件となるか等を決める機能が第三者機関によって一部担われるとともに、第三者機関に申請したコンテンツ事業者等も青少年保護に配慮した運営を行う役割を自覚的に担うことになる。

このように「特定分類アクセス制限方式」を担うプレイヤーが増えるとともに、透明性・公正性を備えた第三者機関が青少年保護に配慮したサイトの認定や、青少年に対し閲覧制限すべきカテゴリは何かという判断を担うことで、携帯電話事業者が担う役割は減少する<sup>38</sup>。これにより「特定分類アクセス制限方式」は、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスから、コンテンツ事業者等、第三者機関、フィルタリングリスト提供会社及び携帯電話事業者が適切に役割分担を行って提供するサービスへと性格を変え、携帯電話のインターネット上における青少年保護を目的とした共通基盤として位置付けられることになる。

なお、現状の「特定分類アクセス制限方式」が改善されることにより、例えば、コミュニケーションサイトは一律にアクセス制限されていたのが、コミュニケーションサイトであっても、認定されればアクセス可能になる。携帯電話事業者をはじめとする関係者は、現在の同方式によるサービスの利用者に対し、こうした変化についてより良いフィルタリングサービスを実現するための改善であるという趣旨をよく周知すべきである。

#### (4) 各プレイヤーの役割分担の推進

##### 1) 役割分担の必要性

以上述べてきたように、「現状モデル」を改善するためには、これまで携帯電話事業者がほぼ単独で担ってきた携帯電話のフィルタリングサービスを、利用者、コンテンツ事業者等、フィルタリングリスト提供会社及び携帯電話事業者が適切に役割分担することで担っていくことが必要である。また、政府も直接フィルタリングサービスには関わらないが、携帯電話フィルタリングの導入を推進している以上、一定の役割を果たすべきである。

これまで述べてきたことと重複するところもあるが、改めて各プレイヤーについて、今後求められる役割を整理する。

<sup>38</sup> 現在、「特定分類アクセス制限方式」におけるカテゴリ選択を携帯電話事業者が行い、事業者間で若干のずれが生じている。このカテゴリ選択を第三者機関が担うという方向性も考えられる。上図はカテゴリ選択も第三者機関が担った場合を示している。

## 2) 利用者に求められること

利用者は、実際の利用者である青少年と、その保護者（親権者）のそれぞれが果たすべき役割がある。

### (a) フィルタリングサービスの活用

総務大臣の要請に基づくフィルタリングサービスの導入促進によって、未成年者が携帯電話を契約する場合、親権者から不要の申告があった場合を除きフィルタリングサービスが提供され、その解除については親権者の同意が必須となっている。親権者は自分の子供の年齢や ICT メディアリテラシーを考慮して子供にどのフィルタリングサービスを選択し、またはフィルタリングサービスを利用させないかを判断することが求められることになる。

判断を誤らないためには、保護者がフィルタリングサービスとはどのようなものを正確に知ること、携帯電話やインターネットの危険性に対する認識を深めること、さらには自分の子供の利用実態について、ある程度理解していることが必要である。子供に言われるままに、安易にフィルタリングサービスの解除に同意することで、子供をリスクある環境に放置する可能性があることを十分に認識すべきである。子供が適切な利用ができると認められるまで、何らかのフィルタリングサービスの活用を図ることが重要である<sup>39</sup>。

### (b) 利用者責任原則への理解

また、利用者責任原則についての理解を深めることも重要である。そのためには、携帯電話を通じてインターネットアクセスすることについて、コンテンツ事業者等から利用者が引き受けるリスクが明確に示され、行動の責任を負う前提として利用者がそのリスクを正しく認識できることが必要である。例えば、「特定分類アクセス制限方式」のフィルタリングサービスを利用する場合、有害なサイトへのアクセスを完全には制限することが困難であること、第三者機関の認定サイトであっても、不特定多数の書き込みがあるコミュニケーションサイトにおいては完全に安全ということはなく、それぞれのサイトの運営ルール<sup>40</sup>に従うべきであることなどを的確に理解することが求められる。

### (c) ICT メディアリテラシーの向上

---

<sup>39</sup> フィルタリングサービスの活用に加えて、親が携帯電話からの子どものアクセス履歴のチェックができる仕組みを構築することが有効ではないかとの意見がある（一部携帯電話事業者ではサービス提供されている。）。

<sup>40</sup> 多くの健全なコミュニケーションサイトでは利用ルールが決められている。例えば、サイト外での出会いを求める行為の禁止、公序良俗に反する書き込みの禁止など。

これからの保護者の責任として子供の ICT メディアリテラシー向上を図るとともに、自らのリテラシー向上にも努力することが必要である。大人が既に日常的にインターネットを活用し、携帯電話を利用している以上、それを一律に子供から取り上げようとするのは望ましい方向性ではない。民間企業などが様々な形で保護者向けに、ICT メディアリテラシーの向上を図るための啓発活動を行っており<sup>41</sup>、こうした取組に積極的に参加することがユビキタスネット社会の親の責務である。

### 3) コンテンツ事業者等に求められること

#### (a) 青少年保護対策の徹底

大臣要請に基づくフィルタリングサービスの利用を原則とした形での意思確認に対し、コンテンツ事業者等から現在のフィルタリングサービスの課題の大きさを指摘し、時期尚早との声が挙がったのは事実である。その評価の是非は別としても、コンテンツ事業者等のインターネット上の情報発信者による青少年保護対策の強化は避けられない状況である。

今後モバイルコンテンツをはじめとするコンテンツビジネスが順調に発展するためには、青少年保護への積極的な取組が不可欠であり、そうした取組をできるかどうか競争上の優位性の一つとなる可能性がある。例えば、コミュニケーションサイトを運営する場合には、サイト上での事故を防ぐために監視体制を強化する必要に迫られる。また、青少年保護のために、成人向けのコンテンツを青少年向けのコンテンツとしっかり区別して提供（ディレクトリの峻別等）し、フィルタリングで容易にアクセス制限可能とする取組なども必要である。このように個々のコンテンツ事業者等が自覚的に、青少年を有害情報から守るための自助努力を進めることが、まずは基本である。

#### (b) 第三者機関への積極的参画

さらに、第三者機関を設立し、その活動を積極的に支援することが望まれる。インターネット上のコンテンツを評価する第三者機関の設立は日本では初めての試みである<sup>42</sup>。しかも、日本は、モバイルコンテンツの発展では世界の最先端を走っているため、諸外国に類を見ない取組とも言える。コンテンツ事業者等はビジネスモデルがそれぞれ異なり、利害関係がなかなか一致しないため、第三者機関についてもある程度の試行錯誤は予想されるが、フィルタリングサービスの導入促進をきっかけに、業界の自主的取組が軌道に乗ることを期待する。

---

<sup>41</sup> 第5章参照。

<sup>42</sup> 例えば、イギリスには、携帯電話事業者が青少年向けの「公式コンテンツ」を分類する IMCB (Independent Mobile Classification Body) という第三者機関が存在する。有害情報対策についての諸外国の取組については最終報告で扱うことにするが、基本的には民間の自主的取組が主流である。

ビジネスモデルや志向が共通する事業者等が協力し合って、まずは第三者機関の立ち上げとその後の運営を積極的に支援することが重要である。ただし、インターネット上のコンテンツの発信者は多様であり、その種類も様々なので、第三者機関が一つに限定される必要はない。将来的には、複数の第三者機関が良い意味での競争関係や協力関係を構築することが望ましい。

また、第三者機関に申請して、青少年に利用されることを求めたコンテンツ事業者等は、認定後も、申請時にクリアした基準を維持することが求められる。仮に、基準の維持を怠った結果、何らかの事故が起こった場合、認定が取り消されるなど、社会的信用を失うことになる。

### (c) 社会貢献活動の強化

個々の事業者の青少年保護の取組とあわせて、コンテンツ事業者等が一体となってインターネット利用に関する啓発活動などに積極的に取り組むことが重要である。例えば、保護者や青少年を対象として啓発活動を行うための組織の早急な立ち上げが考えられる。こうした組織により、個別では社会貢献活動に取り組むことが難しい中小コンテンツ事業者の参画促進や、消費者や保護者関連の様々な団体との連携が可能になり、コンテンツ事業者の努力が社会的に認知されることにつながる。

## 4) 「第三者機関」に求められること

第三者機関は、「特定分類アクセス制限方式」のフィルタリングサービスについて、これまで携帯電話事業者（及びフィルタリングリスト提供会社）が担ってきた、青少年保護の観点から有害となる可能性がある情報は何かという判断を、第三者的な立場から担うことになる。当面は、携帯電話のフィルタリングサービスの改善に貢献するために、青少年保護に配慮した有害でないサイトの認定を行うが、可能な限り早期に、青少年保護の観点から閲覧制限すべきカテゴリ選択の在り方やカテゴリ分類の細分化も検討し、携帯電話事業者等に提示することが望まれる。

第三者機関は、策定した基準について広く周知し、認定サイトがどのような意味で、「有害ではない」のか、また、「リスクはどのように存在するのか」について利用者に分かりやすく示すべきである。そのためには、利用者からの相談や問い合わせに応じる窓口を設けることなども必要になる。

仮に、認定したサイトにおいて事故が発生した際、サイトの運営を行うコンテンツ事業者等が、基準を遵守していないことに起因している場合は、認定の取り消し及びその公表など迅速な対応が求められる。また、社会的変化に対応し、基準そのものについても適宜見直しを行うことが必要である。

また、青少年保護を実効性あるものとするには、フィルタリング以外の様々な施策を多面的に展開することで、第三者機関としての社会的信用を得る努力を続けることが求められる。例えば、啓発・教育プログラムを実施し、青少年が自分で判断して安全にインターネットを利用する能力の習得に貢献することや、レーティング等の有害情報対策の深化を図ることが求められる。

## 5) フィルタリングリスト提供会社に求められること

フィルタリングリスト提供会社は、「特定分類アクセス制限方式」の実効性を確保するために重要な役割を担っている。これまでの専門性を活かして、正確な URL リストを作成することが求められる。また、リストの誤りや不足についての受付窓口を利用者にわかりやすく告知し、第三者機関をはじめとする社会的な合意を踏まえた新たなカテゴリを構築し、また、カテゴリを細分化するなど、社会インフラの担い手として一層の企業努力が求められる。

## 6) 携帯電話事業者に求められること

### (a) フィルタリングサービスの改善

利用者からの申告又は記載がない場合に設定するフィルタリングサービスは、新たな社会インフラとしての「特定分類アクセス制限方式」とし、携帯電話事業者の主体的な役割は、その方式によるサービスのうち、システム運用に限定すべきである。そうすることで、携帯電話事業者、フィルタリングリスト提供会社、第三者機関、コンテンツ事業者等及び利用者の役割分担が明確になる。また、フィルタリングリスト提供会社との協力などにより、「特定分類アクセス制限リスト」に第三者機関が認定したリストが反映され、フィルタリングサービスに実装されるよう対応することが求められる<sup>43</sup>。これらの対応は、総務大臣要請に基づくフィルタリングサービスの既存契約者への適用の時点までに実施済みとなっていることが必要である<sup>44</sup>。

また、「携帯事業者提供リスト方式」「特定分類アクセス制限方式」のいずれであっても、利用者側である程度個別に設定ができるようなサービス、その他利用者の選択肢を増やすサービスの構築も求められる。例えば、個別にサイトのアクセスを許可したり、カテゴリごとにアクセスを許可したりすることが考えられる。この改善の方向性は、システム構築だけではなく、運用面などの詳細な検討も必要であり、これらに伴うコストも多大になることが予想される。したがって、こうしたコスト負担を考慮するとともに、より良いフィルタリングサービスの構

<sup>43</sup> 将来的に、複数の第三者機関が存在した場合、それらから提示されるリストの反映の仕方は様々に考えられる。利用者にとって選択肢は広がるが、その分、携帯電話事業者等にとってコストもかかるので、いずれの第三者機関の成果を活用するのか携帯電話事業者や利用者の判断が必要になるかもしれない。

<sup>44</sup> できるだけ速やかに対応すべきであるが、周知期間やその他の準備を考慮すると、当初予定よりも若干遅れることは許容される。

策の観点からも必ずしも無料のサービス提供に限定する必要はなく、有料化を視野に入れて検討を進めることも否定されるべきではない。なお、これらの検討については、利用者の利便性向上等の観点から、早期に対応し、新サービスの提供に際しては、その実施時期等について周知を図ることが必要である<sup>45</sup>。

## (b) フィルタリングサービスの導入促進強化

フィルタリングサービスを改善するとともに、総務大臣要請の趣旨を踏まえ、フィルタリングサービスの導入促進を一層強化すべきである。総務大臣要請はフィルタリングそのものを義務化するのではなく、業界の自主的取組として親権者の意思確認を徹底することでフィルタリングの普及を図ろうとするものである。そのためには、保護者の正確な理解を求める努力を行うとともに、保護者による意思確認を回避し、子供がフィルタリングを解除するような抜け道的ケースを減らすための実効ある取組が必要である<sup>46</sup>。

## 7) 政府に求められること

青少年保護を図るために、フィルタリングサービスは万全ではないが、現在利用者側で取ることでできる最も有効な方策の一つであり、政府方針として引き続き携帯電話のフィルタリングサービスの導入促進を図るべきである。

一方で、携帯電話のフィルタリングサービスの「現状モデル」に課題があるのは事実であり、総務大臣要請による青少年のフィルタリングサービスの利用を原則とした形での意思確認を実効性のあるものとするためには、本章で論じたフィルタリングサービス改善のための諸方策を政府（総務省）として明確に提示し、携帯電話事業者等に対して必要な取組を行うよう、要請すべきである。

なお、携帯電話のフィルタリングサービスをはじめとして、インターネット上の有害情報から青少年を保護するために、法制化を含む強化策を取るべきとの声が出ている。今後、携帯電話のフィルタリングサービスの「現状モデル」の改善を図り、フィルタリングサービスの普及状況を踏まえながら、青少年保護にどの程度の成果を挙げているかをよく分析し、引き続き有効な施策の方向性を検討すべきである<sup>47</sup>。また、規制の観点からだけでなく、産業政策的な観点からは、多様なフィルタリングサービスをはじめとしてインターネットの良好な利用環境が民間活力によって提供されるよう、振興策を展開することも必要である。

<sup>45</sup> 注10で触れた問題への対応策の一つとしても、利用者側である程度個別設定ができるようなサービスの構築が求められる。

<sup>46</sup> そのためにも契約者だけではなく青少年の利用の確認の徹底など、親権者の意思確認を着実に実施するための取組の強化が必要である。

<sup>47</sup> 有害情報対策については法規制を設けることに慎重であるべきとの意見が多かった。



さらに、関係各省庁一体となって、携帯電話フィルタリングの普及を促進するため、政府広報の活用、地方自治体や関係機関への協力の要請、その他周知・啓発活動の強化に積極的に取り組むべきである。具体的には、例えば、家庭や教育現場において、インターネット上の違法・有害情報への対応に迷ったときに、対応の仕方やそれをサポートする政府や民間の取組がワンストップで理解できるような仕組みを早急に構築することが求められる。

## 5. 有害情報対策の深化に向けて（長期的な対応）

### (1) ICT メディアリテラシーの向上に資する教育・啓発活動

#### 1) 保護者、学校、地域への期待

青少年保護を実効性あるものとするには、フィルタリングサービス以外に、青少年が ICT メディアリテラシー<sup>48</sup>を身につけることにより、知識・情報を自ら選別し、人格形成や自己実現を可能にすることが必要であり、そのためには、保護者、学校及び地域の役割が重要である。

親子でインターネットと向き合うことや、情報機器の使用方法に関する教育だけにとどまらない教育全般（例えば、インターネット上の情報を正しく判断できる能力）、地域でのリアルな世界と連動したインターネットの活用など、総合的な取組を着実に実施していくための仕掛けが必要である<sup>49</sup>。

#### 2) 政府の取組の推進

フィルタリングは、青少年がインターネットを使用する際に有害情報にアクセスするリスクを減らすことを可能とする有益な手段の一つである。しかしながら、フィルタリングは、完全な手段ではなく、また、不用意な個人情報の公開や、架空請求など、インターネットを利用する上でのその他のリスクについて防止できるものではない。そして何より、最終的な目標としては、青少年の成長に応じる形で徐々に、また、最終的には成人としては完全な形で、自らの判断と責任により情報を取捨選択して、適切にインターネットを利用できるようになることが求められる。しかしながら、メディアリテラシーについては、高校生では男子で7割以上、女子でも5割以上が教育を受けた経験はないとの調査結果<sup>50</sup>もある。

今後は、青少年の教育課程において、インターネットを適切に利用するための ICT メディアリテラシーの向上に資する教育を行っていくことが必要不可欠である。この点について、本年3月28日に告示された義務教育の「新学習指導要領」では、総則において「情報モラルを身に付ける」ことが新たに規定される<sup>51</sup>とともに、「道徳」の時間の中で情報モラル指導に配慮す

<sup>48</sup> 単なる ICT メディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念。

<sup>49</sup> 第三者機関などがそのような仕掛け作りを主導することが期待される。

<sup>50</sup> 社団法人全国高等学校PTA連合会「平成19年度子どもを取り巻く人間関係の回復と社会環境の充実第2年事業報告書」（平成20年3月）において、「携帯・パソコン・ゲーム機について、安全に使用方法等を教えてもらったことがありますか」という質問に対して「ない」と回答した高校生の割合。

<sup>51</sup> 中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善等に

べきことや、中学校の「技術・家庭」の内容として「情報モラル」が重視されるなど、今後、義務教育において ICT メディアリテラシーの教育の充実が図られることが期待される<sup>52</sup>。

また、このような教育を実施していく前提として、学校の教職員が ICT メディアリテラシーを指導する能力を十分に身につけておく必要がある<sup>53</sup>。文部科学省では、情報モラル教育を体系的に推進するための「情報モラル指導モデルカリキュラム」を作成するとともに、情報モラル指導の実践事例等をまとめた教職員向けガイドブック等の作成・配布や情報モラル指導の実践事例等を紹介する教職員向けウェブサイトを作成することにより、情報モラル教育を推進しているところである。また、総務省においても、小学校5、6年生向けに、ICT メディアリテラシーを育成するプログラムを開発し、ホームページにおいて公開するとともに普及を図っている<sup>54</sup>ところである。今後とも、関係機関が連携し、青少年を取り巻くネット環境に対応可能な教職員を育成するために更なる支援を行っていくことが望まれる。

同時に、青少年におけるインターネットの利用については、青少年を監護する立場にある保護者による継続的な指導が必要である。携帯電話・PHS を利用する際、使用方法やマナーについて家庭内でルールが設けられているとする小学生及び中学生は、4割強という調査結果（平成18年）もあり<sup>55</sup>、家庭内においてルールを確立していくことの重要性について啓発活動を行っていくことが必要であると考えられる。この観点からは、政府としても、学校、PTA、地方自治体などに対して、必要な情報を提供していくとともに、トラブルの未然防止策や事後的救済策について、政府のこれまでの取組をウェブサイト等でまとめるなどして国民に分かりやすい形で周知することが必要である。

さらに、教育・啓発を行っていく前提として、青少年においてどのようにインターネットが利用されているのか、その利用においてどのようなリスクに直面しているのかを明らかにし、教育・啓発を行っていく内容に反映していくことが望まれる。

---

について（答申）」（平成20年1月17日）に基づくもの。同答申では、情報化の影の部分への対応については、「家庭の果たすべき役割も大きく、学校では家庭と連携しながら、情報モラルの育成、情報安全等に関する知識の習得などについて指導することが重要である」とされ、小中高等学校段階において「情報モラルに関する指導の充実を図るべき」との考え方が示された。

<sup>52</sup> 小学校については平成23年4月から、中学校については平成24年4月から施行予定。なお、高等学校においては、既に必修となっている「情報」において情報モラルの育成を図るよう配慮した内容とすることが求められている。

<sup>53</sup> 情報モラルなどを指導する能力について、チェックリストを活用した教員の自己評価方式による調査では、62.7%の教員が能力があると回答している。（文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」平成19年3月現在）

<sup>54</sup> <http://www.ict-media.net/>においてダウンロード可能。

<sup>55</sup> 社団法人日本PTA全国協議会「子どもとメディアに関する意識調査 調査結果報告書」（平成19年3月）

### 3) 民間の取組への期待

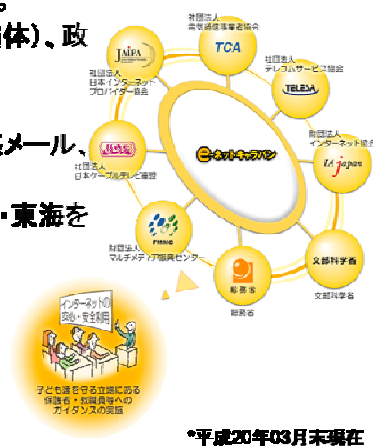
前述のとおり、青少年のICTメディアリテラシーの向上のためには、青少年に対する教育とともに、教職員や保護者に対する啓発活動も重要となっている。しかしながら、教職員や保護者自身については、インターネットの利用の知識・経験については、十分な状況にあるとは言いがたい。高校生の保護者に対する調査<sup>56</sup>では、8割以上がICTメディアリテラシーに関する教育を受けたことがないと回答している。政府における取組とあわせ、業界などにおいても、青少年に対する教育とともに、保護者・教職員向けに啓発活動を実施していくことが期待される。

また、平成18年度より、通信業界、総務省及び文部科学省が連携し、青少年のインターネットの安全な利用のための保護者・教職員向けの講座（「e-ネットキャラバン」）が実施されている。通信業界は、無償で職員を派遣するなど、各企業のCSR（Corporate Social Responsibility）活動として参画しており、平成19年度の実施件数は1,089件、同年度における受講者数も延べ12万人を越えるなど積極的に活用されている。その他、個別の通信事業者においても、講座を設けて啓発活動を実施している。また、今後は、コンテンツ事業者においても、自らのサイトを活用して、サイトの適切な利用方法などの教育・啓発を行っていくことが期待される。

#### e-ネットキャラバンの概要

子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は、無償で職員を講師に派遣する等、各企業のCSR（Corporate Social Responsibility）活動として参画。また、実施にあたっては、文部科学省とも連携。

- ◆対象者 : 保護者・教職員。要望があれば児童・生徒も対象。
- ◆協力団体 : 通信事業者等民間団体(190社)、公益法人(10団体)、政府・自治体(6団体)、その他(22団体)\*
- ◆講師 : 認定講師 1,030名\*
- ◆講演内容 : インターネットを通じた犯罪に関する情報や、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態や対処方法等。
- ◆実施期間 : 平成18年4月から3年間(平成17年11月から関東・東海を中心に試行実施)。
- ◆事務局 : (財)マルチメディア振興センター
- ◆実績 : 平成18年度の実施件数:453件  
: 平成19年度の実施件数:1089件\*  
: 年間1,000件の講座開催を目標としており、平成19年度は上記目標を達成。



総務省の広報ビデオ: [http://www.soumu.go.jp/press/00/media/070514\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/press/00/media/070514_1.html)

<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

学校、PTA、地方自治体などにおいても、必要に応じ、このような取組も活用しつつ、青少

<sup>56</sup> 前出 社団法人全国高等学校 PTA 連合会

年、そして教職員及び保護者の ICT メディアリテラシー向上に向けた取組を実施していくことが望まれる。

## (2) 違法・有害情報対策を講じる上で対応すべき技術的課題

いわゆる CGM については、法律や利用規約に反する投稿について対応を効果的に図るためには、そのような投稿が行われたかを把握できる仕組みを設けることも考えられる。現在でも、インターネット・ホットラインセンターや一部のコンテンツ事業者では利用者からの通報を受け付けているほか、コンテンツ事業者においても、自らのサイト内の投稿について監視を行い、対応をとっている例もある。

しかし、投稿に対する監視は、単なるキーワード等のみにより判断することは困難であり、文脈や総合的な表現を踏まえて、最終的には人間の目で確認をする必要がある<sup>57</sup>。そのような人間によるチェックの負担を軽減する観点から、いくつかのコンテンツ事業者においては、ベイジアンフィルタやテキスト解析の技術を応用した検知技術を導入している。青少年保護を含むインターネット上における違法・有害情報対策を実効性あるものとするには、このような対応をより多くのコンテンツ事業者が取っていくことが望まれる。

一方、インターネット上の情報は急激に増加している状況であり、既存の検知技術についても、迅速・効率的な検知が困難となることが危惧されるが、新たなサービス提供事業者など、特に中小の事業者を含むすべてのコンテンツ事業者においてこのような対応を取ることは難しい場合もあると考えられる。

このため、このようなコンテンツ事業者の負担を軽減する観点から、法律や利用規約に反する投稿の検出技術やそのノウハウについて、必ずしも民間企業のビジネスとならないような部分については、実際のコンテンツ事業者等におけるニーズを反映させながら、業界の協力を得た上で、国が早急に検出技術やクローリング技術の開発等を行い、それをコンテンツ事業者等に開放して、利用可能とするなど、積極的な取組を推進することが必要である。

また、フィルタリングにおけるブラックリストの作成等のために、インターネット上のサイトを確認していくにあたっては、WEB ページのリンクをたどって情報を収集していく、クローリングが必要となる。しかしながら、携帯サイト向けのクローリングに際しては、携帯電話からのアクセスのみしか受け付けない設定にされているサイトも存在し、フィルタリングリスト提供会社における効率的なリスト作成における課題となっている。今後は、フィルタリングの精度向上のために、このようなサイトの把握を可能とするため、関係事業者等で多様な観点から検討を進めていくことが必要である。

<sup>57</sup> 内容の確認およびそれに対する対応のため、数百人規模の担当者を置いている事業者もある。

この他、携帯電話のフィルタリングの精度をより向上させていく観点から、将来的には、PC向けのフィルタリングソフトのように、リストのみに依存せず、個々のWEBページの内容を解析して、アクセス制限ができる機能が実現されることが望まれる。しかしながら、現時点では携帯電話端末の機能ではPCと同様の機能の提供には限界もあると考えられることから、携帯電話会社やフィルタリングリスト提供会社等において実現性も含め継続的に検討していくことが望まれる。

### (3) 利用者の手がかかりとしてのレーティング

フィルタリングは、一定の基準に基づきインターネット上のコンテンツを評価し、その結果に基づきコンテンツへのアクセスをコントロールするものである。一方、単にインターネット上のコンテンツを一定の基準に基づき評価することは、レーティングと呼ばれる。

フィルタリングはレーティングを前提に行われるが、その基準自体は複数存在している。現在市販されているフィルタリングソフトは、それぞれ異なる基準を前提にレーティングを行っているほか、有識者などで策定したレーティング基準である「SafetyOnline<sup>58</sup>」なども存在している。また、フィルタリングと連動させるのではなく、インターネット上にコンテンツのレーティングを表示することで、利用者の判断材料とすることを目的として、「コンテンツ・アドバイス・マーク（仮称）」<sup>59</sup>の検討が進められている。これらは、第三者が行う第三者レーティングと、コンテンツ事業者等が自ら行うセルフレーティングとに分類することが可能である。

この他、1996年10月にWWWコンソーシアム(W3C)が標準化したPICS(Platform for Internet Content Selection)では、WEBページに対するレーティングを、フィルタリングに反映するための仕組みが策定されている。多くのブラウザでは、これに準拠したフィルタリング機能が提供されており、PICS対応のレーティングが普及していけば、ブラウザの機能によるフィルタリングを利用することも考えられる。しかしながら、現在多くのWEBページについては、PICS対応のレーティングが普及しているとは言えない状況にあり<sup>60</sup>、残念ながら、現状では汎用的なフィルタリングのためにセルフレーティングが利用できるとは言い難い。

今後は、青少年を有害情報から守る観点から、コンテンツ事業者によるセルフレーティングの取組が進められていくことにより、コンテンツ事業者の自主性を尊重したフィルタリングの実現や、利用者に対するサイト利用に当たっての判断材料の提供が進むことが期待される。た

<sup>58</sup> 有識者・業界関係者・PTA代表者等からなる「レーティング／フィルタリング連絡協議会」において2007年4月に策定。

<sup>59</sup> 学識経験者、コンテンツ事業者などからなる「コンテンツ・アドバイス・マーク（仮称）推進協議会」において2006年6月より検討を開始。

<sup>60</sup> 現在、日本における代表的なフィルタリングソフトの一つでは、2億3000万ものWebページが対象とされている(2007年12月)。一方、国際的なレーティング基準であるICRAによりセルフレーティングが行われたサイトは約10万件(2005年10月時点)にとどまる。

だし、セルフレイティングは、レイティングがコンテンツ提供事業者に委ねられていることから、基準に沿ったレイティングが行われているかを検証することが必要となる。したがって、セルフレイティングが普及してきた段階では、このようなレイティングの適正性を担保する仕組みの検討が必要となろう。

コンテンツ事業者の申請によりコンテンツの評価・監視を行う第三者機関がセルフレイティングを第三者として評価し、その評価結果をフィルタリングに反映可能とする仕組みの広範な実現により、コンテンツ事業者のみならず利用者からも透明な形でフィルタリングを進めていくことも一つの方向性として考えられる。

## 6. おわりに（最終取りまとめに向けて）

「1. はじめに」で述べたとおり、本中間取りまとめは、携帯電話におけるインターネット上の有害情報から青少年を保護するという観点から、携帯電話フィルタリングの導入促進を行うという前提に立っている。それを円滑に進めるために、携帯電話のフィルタリングサービスの「現状モデル」が抱える課題の改善を目指した短・中期的取組に検討の対象を絞ったものである。

もとより有害情報対策は、フィルタリングのみでは有効に機能するものではなく、利用者側の ICT メディアリテラシーの向上やコンテンツ事業者等の青少年保護に配慮した自主的努力と相まって、はじめて効果を発揮する。その意味で、「5. 有害情報対策の深化に向けて（長期的な対応）」で扱った施策を具体化し、長期的に取り組んでいくことが重要である。

しかしながら、まずは、「4. 携帯電話のフィルタリングサービスの今後の在り方（短・中期的な対応）」で提言した施策を関係者が協力して積極的に取り組むことで、携帯電話フィルタリングの普及を図ることを目指し、携帯電話フィルタリングが有害情報からの青少年保護にどれだけの効果をもたらすかを検証することが重要である。携帯電話事業者、コンテンツ事業者等の関係者が、次ページに参考として掲げた工程表に従って速やかに対応することが望まれる。

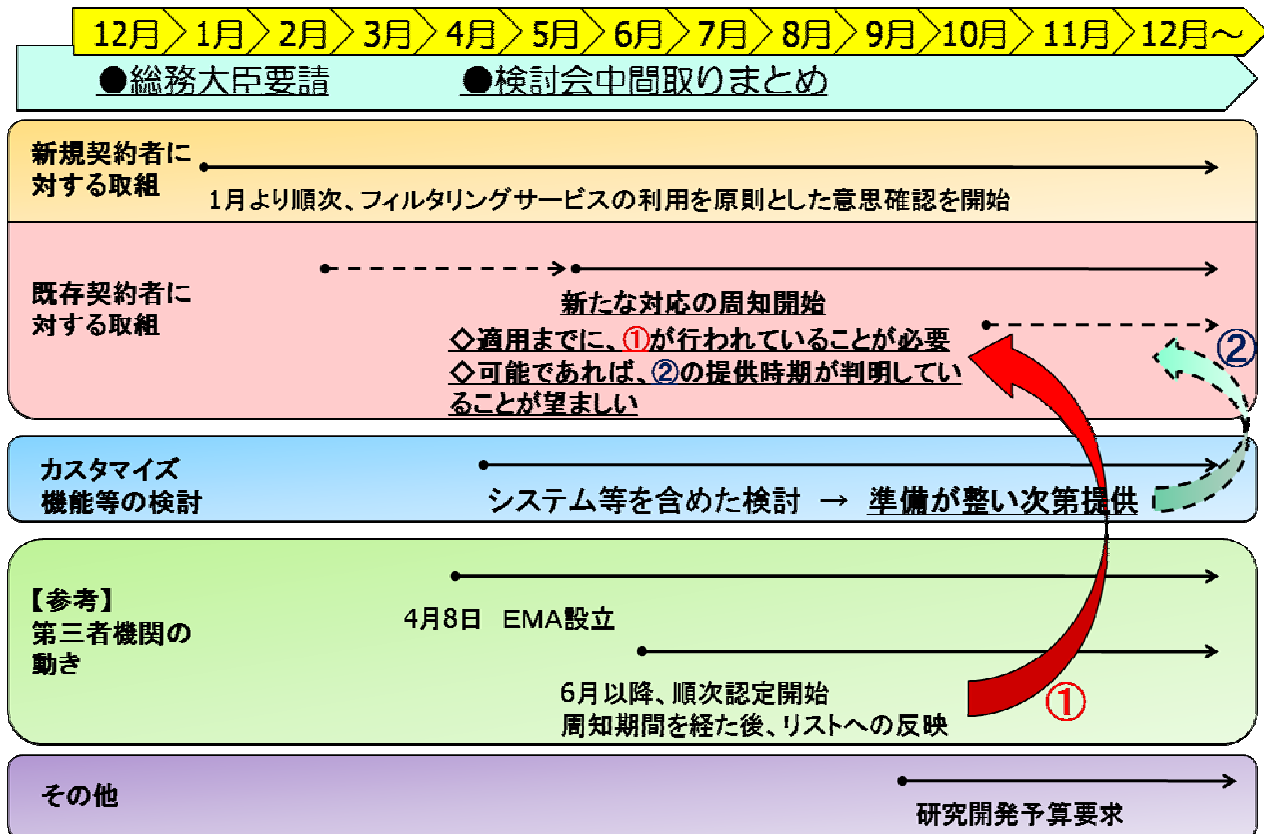
最終取りまとめに向けては、有害情報対策の深化に向けた施策の検討を続けるとともに、違法情報対策についても視野を広げていくことが望まれる。その際には、インターネットの特性に鑑み、国際的な連携も念頭に置く必要がある。諸外国においても近年インターネット上の違法・有害情報対策が急速に進んでおり、法規制の在り方や民間の自主的取組の方向性等について参照すべき点も少なくない。

インターネット上の違法・有害情報対策は待ったなしの取組が求められている。実効性ある施策を提言できるよう、構成員をはじめとする関係者のさらなる協力を期待する。



## 参考：携帯電話フィルタリング導入促進の工程表

【平成19年】 【平成20年】



# 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」 開催要綱

## 1 目的

インターネットの急速な発達・普及は、利用者である国民に大きな利便性をもたらす一方で、インターネット上では、いわゆる「闇サイト」が社会問題となっているとともに、青少年のインターネット利用において出会い系サイトなどの有害サイトにアクセスして犯罪に巻き込まれたりする問題が発生している。このため、受信者側において一定の情報に関しアクセスを制限するフィルタリングの更なる導入促進、プロバイダ等による削除等の措置、インターネット利用に関する啓発などの違法有害情報に対する総合的な対応について、幅広く検討を行うことを目的とする。

## 2 名称

本会は、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」と称する。

## 3 検討事項

- (1) インターネット上の違法・有害情報の現状と課題の検証
- (2) 政府、業界、電気通信事業者などにおける対応
- (3) 政府などによる支援方策等
- (4) 上記に関する総合的な対応方針

## 4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省総合通信基盤局長の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、検討会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 5 本会の開催期間等

本会の開催期間は、平成 19 年 11 月から平成 20 年 11 月末を目途とし、来年 3 月頃に中間報告を取りまとめる予定。

## 6 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」構成員

(敬称略、五十音順)

|      |        |  |
|------|--------|--|
| 座長   | 堀部 政男  | 一橋大学名誉教授   |
| 座長代理 | 長谷部 恭男 | 東京大学教授   |
|      | 五十嵐 善夫 | ソフトバンクモバイル(株) 業務執行役員                               |
|      | 岡村 久道  | 弁護士  |
|      | 加藤 秀次  | (社)日本PTA全国協議会 副会長                                  |
|      | 岸原 孝昌  | モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長                              |
|      | 木村 たま代 | 主婦連合会  |
|      | 桑子 博行  | (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会委員長<br>(AT&Tジャパン(株) 通信渉外部長) |
|      | 小泉 文明  | 株式会社ミクシィ 経営管理本部長                                   |
|      | 国分 明男  | (財)インターネット協会 副理事長                                  |
|      | 小林 洋子  | NTTコミュニケーションズ(株) ネットビジネス事業本部OCNサービス部 部長            |
|      | 斎藤 誠   | 東京大学大学院法学政治学研究科教授                                  |
|      | 坂田 紳一郎 | (社)電気通信事業者協会 専務理事                                  |
|      | 関 聡司   | 楽天(株) 渉外室室長  |
|      | 高橋 信行  | 國學院大學法学部専任講師                                       |
|      | 高橋 正夫  | (社)全国高等学校PTA連合会 会長                                 |
|      | 竹之内 剛  | KDDI(株) コンシューマ事業統轄本部コンテンツ・メディア本部コンテンツサービス企画部長      |
|      | 立石 聡明  | (社)日本インターネットプロバイダー協会 副会長                           |
|      | 田野 弘   | (株)NTTドコモ コンテンツ&カスタマ部 担当部長                         |

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 長田 三紀 | 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長                   |
| 中山 安男 | (社) 日本ケーブルテレビ連盟 事業部第2グループ長          |
| 春田 真  | (株) D e N A 取締役総合企画部長               |
| 平澤 弘樹 | (株) ウィルコム 取締役執行役員常務ネットワーク技術本部長      |
| 別所 直哉 | ヤフー (株) C C O (最高コンプライアンス責任者) 兼法務部長 |
| 松山 隆司 | 京都大学教授                              |
| 丸橋 透  | ニフティ (株) 法務部長                       |
| 山口 英  | 奈良先端科学技術大学院大学教授                     |
| 吉川 誠司 | WEB110 代表                           |

(オブザーバ)

内閣官房 I T 担当室

内閣府政策統括官 (共生社会担当) 付青少年調整第2担当

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

経済産業省商務情報政策局情報経済課

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」審議経過

| 会合  | 開催日         | 主な議題  |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成19年11月26日 | <p><u>テーマ：現状と課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上の違法・有害情報の現状及び総務省の取組</li> <li>・インターネット上の違法・有害情報の現状</li> <li>・フィルタリングの普及促進の現状と課題</li> </ul>   |
| 第2回 | 平成19年12月27日 | <p><u>テーマ：フィルタリング導入促進①</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリングサービス導入促進に関する携帯電話事業者等への要請</li> <li>・フィルタリングサービスに関する今後の取組</li> <li>・フィルタリングリスト提供事業者の取組</li> <li>・PTAの違法・有害情報への取組</li> <li>・コンテンツ事業者の違法・有害情報等への取組</li> </ul> |
| 第3回 | 平成20年1月29日  | <p><u>テーマ：フィルタリング導入促進②</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣要請に基づく取組の具体的状況</li> <li>・コンテンツ事業者等の取組及び提案</li> </ul>   |
| 第4回 | 平成20年2月27日  | <p><u>テーマ：今後のフィルタリングの在り方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上のコンテンツ評価システム</li> <li>・インターネット利用に関する教育・啓発等</li> <li>・中間取りまとめ骨子に盛り込む要素</li> </ul>   |
| 第5回 | 平成20年4月2日   | <p><u>テーマ：中間取りまとめ骨子</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法・有害情報を検出するための技術開発</li> <li>・インターネットコンテンツのレーティング</li> <li>・中間取りまとめ骨子</li> </ul>  |
| 第6回 | 平成20年4月25日  | <p><u>テーマ：中間取りまとめ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルコンテンツ・審査・運用監視機構（EMA）</li> <li>・インターネット上の違法・有害情報への対応に関する欧州の状況</li> <li>・中間取りまとめ</li> </ul>   |